

令和3年 第2回臨時会 第4回定例会 第3回臨時会

# 喜界町議会同議録

令和3年10月29日 開会

令和3年10月29日 閉会

令和3年12月2日 開会

令和3年12月10日 閉会

令和3年12月24日 開会

令和3年12月24日 閉会

喜 界 町 議 会

## 令和3年第2回臨時会会議録目次

### 第1号（10月29日）（金曜日）

1、開 会	4
1、開 議	4
1、会議録署名議員の指名	4
1、会期の決定	4
1、報告第9号上程	4
（町長報告）	
1、承認第11号上程	5
（説明、質疑、討論、採決）	
1、議案第44号上程	6
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、閉 会	7

## 令和3年第4回定例会会議録目次

### 第1号（12月2日）（木曜日）

1、開 会	13
1、開 議	13
1、会議録署名議員の指名	13
1、会期の決定	13
1、諸般の報告	13
1、議案第45号～49号上程	14
（提案理由説明、質疑、委員会付託）	
1、議案第50号～51号上程	15
（提案理由説明、質疑、委員会付託）	
1、同意第5号上程	16
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、同意第6号上程	17
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、同意第7号上程	18
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、一般質問	19
1. 土岐和貴議員	19
【障害者雇用促進について】	
【観光業や漁師の現状について】	

	【本町における情報交流の拠点づくりについて】	
2.	倉橋博都議員	33
	【野良猫について】	
	【避難場所について】	
3.	幸 一美議員	38
	【自然災害の対応について】	
4.	生島常範議員	42
	【高齢者の健康増進社会参加活動促進について】	
	【町民憲章が目指す「美しい町」について】	
	【行政無線の「時を告げる音楽」について】	
	【しまゆみた、八月踊り継承について】	
1、散	会	61
第2号（12月3日）（金曜日）		
1、開	議	64
1、一般質問		64
1.	良岡理一郎議員	64
	【軽石の被害と対策について】	
	【新型コロナウイルス対策について】	
	【シカの被害と対策について】	
	【津波対策について】	
2.	米田信也議員	84
	【軽石問題について】	
	【スズメバチ調査について】	
3.	野間弘也議員	88
	【ICT（情報通信技術）活用に向けた取り組みについて】	
1、散	会	92
第3号（12月10日）（金曜日）		
1、開	議	95
1、各常任委員長報告		95
	（議案第45号）	
1、産業福祉常任委員長報告		99
	（議案第46号～49号）	
1、総務文教常任委員長報告		101
	（議案第50号）	
1、産業福祉常任委員長報告		102
	（議案第51号）	

1、議案第52号上程	102
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議員派遣の件について	104
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	104
1、閉 会	104

### 令和3年第3回臨時会会議録目次

#### 第1号(12月24日)(金曜日)

1、開 会	110
1、開 議	110
1、会議録署名議員の指名	110
1、会期の決定	110
1、議案第53号上程	110
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、閉 会	111

# 令和 3 年第 2 回喜界町議会臨時会

令和 3 年 10 月臨時議会

令和3年第2回喜界町議会臨時会会期日程

10月29日開会～10月29日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
10	29	金	本会議（開 会）	議案上程、説明、質疑、採決	

# 令和 3 年第 2 回喜界町議会臨時会

令和 3 年 10 月 29 日

(第 1 日)

令和3年第2回喜界町議会臨時会

令和3年10月29日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第4 承認第11号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第5 議案第44号 令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）の工事請負契約の締結について



1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

---

1. 欠席議員（0名）

---

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君      事務局 局長補佐 竹内功君

---

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
まちづくり課長	徳勝志君	教委事務局長	菊地典子君
会計管理者	竹内功君	喜界分署長	徹島一秀君
あゆみ幼稚園長	乾みち子君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

ただいまから、令和3年第2回喜界町議会臨時会を開会します。

---

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、倉橋博都君及び榮 優太君を指名します。

---

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

---

△ 日程第3 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（榮 哲治君）

日程第3、報告第9号、専決処分の報告についてを議題とします。

提案者の報告を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。それでは、報告第9号、専決処分について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、清掃作業中の事故による損害賠償の額を定め和解することについて、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定のより、これを報告するものでございます。

理由、専決第13号につきましては、法律上、町の義務に属する損害賠償で1件50万円以下のものに関わる和解及び損害賠償の額の決定に関する事項であります。相手方については専決書

のとおりでございます。

事故の概要につきましては、喜界町職員組合が主催する庁舎周辺清掃作業を組合員が行っていたところ、組合員が使用する草払い機から飛散した破片が、同氏が所有する車両のリアガラスを破損したものでございます。

損害賠償額は8万6,955円であります。

以上、報告申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

以上で報告を終わります。

---

△ 日程第4 承認第11号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

○議長（榮 哲治君）

日程第4、承認第11号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

次に、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、承認第11号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第4号）の御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

歳入歳出それぞれ4,547万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億4,911万3,000円とするものでございます。

それでは、2ページから3ページにおける第1表歳入歳出予算補正での各款の増減について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、全て増額です。地方交付税53万1,000円、国庫支出金1,013万9,000円、諸収入3,480万円を増額いたしました。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましても増額でございます。商工費4,547円を増額いたしました。歳出の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金、立替金及び支援事業補助金等の増額でございます。

以上、御説明申し上げましたが、承認を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

承認第11号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから承認第11号の専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第11号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につ  
いては承認することに決定いたしました。

---

#### △ 日程第5 議案第44号 令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）の工事請負契約の 締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第5、議案第44号、令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）の工事請負契約の締結  
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程されました議案第44号、令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）の工事請  
負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）。

2、契約の方法、指名競争入札。指名業者、株式会社峰山建設、竹山建設株式会社、株式会  
社中村建設、株式会社前田建設、村上建設株式会社の5業者でございます。

3、契約金額、1金、5,277万8,429円。

4、契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰  
山奥恵喜でございます。

工事内容としましては、80トン型消波ブロックの109個の据付け工事でございます。

なお、工期につきましては、令和4年3月25日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、令和3年度喜界島港港湾整備工事（3工区）の工事請負契約の締結については可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回喜界町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 \_\_\_\_\_

喜界町議会議員 \_\_\_\_\_

喜界町議会議員 \_\_\_\_\_

# 令和 3 年第 4 回喜界町議会定例会

令和 3 年 12 月議会

令和3年第4回喜界町議会定例会会期日程

12月2日開会～12月10日閉会 会期9日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
12	2	木	本会議（開 会）	議案上程・一般質問	
	3	金	本会議	一般質問	
	4	⊕	休 日		
	5	Ⓜ	休 日		
	6	月	常任委員会	付託議案審査	
	7	火	休 会		
	8	水	休 会		
	9	木	休 会		
	10	金	最終本会議	委員長報告・他	



# 令和 3 年第 4 回喜界町議会定例会

令和 3 年 12 月 2 日

(第 1 日)

令和3年第4回喜界町議会定例会

令和3年12月2日（木曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 議案第45号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）について

○日程第5 議案第46号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○日程第6 議案第47号 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○日程第7 議案第48号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○日程第8 議案第49号 令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について

○日程第9 議案第50号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○日程第10 議案第51号 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○日程第11 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○日程第12 同意第6号 教育委員会委員の任命について

○日程第13 同意第7号 教育委員会教育長の任命について

○日程第14 一般質問

通告順

1. 土岐和貴君

【障害者雇用促進について】

【観光業や漁師の現状について】

【本町における情報交流の拠点づくりについて】

2. 倉橋博都君

【野良猫について】

【避難場所について】

3. 幸 一美君

【自然災害の対応について】

4. 生島常範君

【高齢者の健康増進社会参加活動促進について】

【町民憲章が目指す「美しい町」について】

【行政無線の「時を告げる音楽」について】

【しまゆみた、八月踊り継承について】

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
7番	野間弘也君	8番	良岡理一郎君
9番	河上弘仁君	10番	幸一美君
11番	生駒弘君	12番	安田英次郎君
13番	榮哲治君		

---

1. 欠席議員（1名）

6番 榮優太君

---

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

---

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	徹島一秀君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。ただいまから、令和3年第4回喜界町議会定例会を開会します。

---

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、野間弘也君及び良岡理一郎君を指名します。

---

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10日までの9日間と決定いたしました。

---

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（榮 哲治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

去る11月11日、奄美市名瀬において、奄美群島広域事務組合議会定例会が開催されました。

2020年度一般会計決算や奄美パーク事業特別会計決算など3議案を認定、21年度一般会計補正予算など3議案を可決いたしました。

以上で議長報告を終わります。

---

△ 日程第4 議案第45号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）について

△ 日程第5 議案第46号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第6 議案第47号 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

て

△ 日程第7 議案第48号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について

△ 日程第8 議案第49号 令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第4、議案第45号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第8、議案第49号、令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第45号から議案第49号の一般会計、特別会計、公営企業会計の補正予算について、一括して御説明申し上げます。

議案第45号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出にそれぞれ1億2,149万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億7,061万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、海岸漂着物地域対策推進費、廃棄物処理施設整備費等の増額によるものでございます。

それでは、2ページから4ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入の増ですが、国有提供施設等所在市町村助成交付金152万7,000円、地方特例交付金28万9,000円、地方交付税8,139万9,000円、使用料及び手数料30万円、国庫支出金1,834万1,000円、県支出金5,074万2,000円をそれぞれ増額いたします。

歳入の減ですが、町債3,110万円を減額いたします。

3ページをお願いします。

歳出の増ですが、総務費1,993万3,000円、衛生費2,145万円、農林水産業費1,025万円、商工費544万円、土木費1,677万2,000円、教育費5,612万円、4ページをお願いします。災害復旧費が200万円をそれぞれ増額いたします。

歳出の減ですが、3ページに戻りまして、民生費895万円、消防費151万7,000円を減額いたします。

次に、5ページの第2表、地方債補正につきまして説明申し上げます。

地方債補正は、一般廃棄物処理施設事業債、畑地帯総合整備事業債を増額し、港湾整備事業債、地方改善施設整備事業債、農業施設整備事業債を減額いたします。

次に、議案第46号、令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ203万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,966万2,000円といたします。

次に、13ページになりますが、直営診療施設勘定でございますが、歳入歳出それぞれ410万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,403万9,000円といたします。

事業勘定の主な増額は、国保事業費納付金、介護納付金分及び県支出金等返還金の増によるものでございます。

直営診療施設勘定の主な増額は、会計年度任用職員報酬及び医薬材料費の増によるものでございます。

次に、議案第47号、令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ221万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,354万1,000円とするものでございます。

増額の主な理由は、居宅介護住宅改修費、地域密着型介護予防サービス費の増によるものでございます。

次に、議案第48号、令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,088万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,665万円とするものでございます。

増額の理由は、被保険者保険料の増によるものでございます。

次に、議案第49号、令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

営業費用を960万円追加し、営業外費用を960万円減額し、水道事業費用を増減なしの5億6,604万3,000円とするものでございます。

増減の理由は、増額が原水及び浄水費の増、減額が消費税及び地方消費税額の減で、トータル増減なしでございます。

以上5件、御説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第49号まで、以上5件については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第9 議案第50号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

△ 日程第10 議案第51号 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第9、議案第50号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程第10、議案第51号、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第50号と議案第51号を御説明申し上げます。

まず、議案第50号、喜界町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

改正の理由としましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）の交付に伴い、国民健康保険税の未就学児に係る均等割額の増減措置等の導入が講じられ、令和4年4月1日から施行されることから、条例の改正を行う必要があるためでございます。

次に、議案第51号、喜界町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）は、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直しされることを踏まえ、出産一時金等の支給額を見直すことに伴い、条例の改正を行う必要があるためでございます。

以上2件、御説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第51号まで、以上2件については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

△ 日程第11 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（榮 哲治君）

日程第11、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてお願いいたします。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字羽里73番地1。氏名、小林 学。生年月日、昭和29年8月8日生まれでございます。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏の識見を通じて適任と思っておりますので、ぜひ同意していただきますようお願いいたします。



なお、任期は令和3年12月22日から令和6年12月21日の予定でございます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

---

#### △ 日程第12 同意第6号 教育委員会委員の任命について

○議長（榮 哲治君）

日程第12、同意第6号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

同意第6号、教育委員会委員の任命についてお願いいたします。

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字湾63番地。氏名、大山 巧。生年月日、昭和26年5月31日生まれでございます。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏の識見を通じて適任と思っておりますので、ぜひ同意していただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和3年12月16日から令和7年12月15日の予定でございます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから同意第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、同意第6号、教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

#### △ 日程第13 同意第7号 教育委員会教育長の任命について

○議長（榮 哲治君）

日程第13、同意第7号、教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

この件につきましては、人事案件ですので教育長は退席してください。

[教育長久保康治君退場]

○議長（榮 哲治君）

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

同意第7号、教育委員会教育長の任命についてお願いいたします。

次の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字荒木58番地1。久保康治。生年月日、昭和31年8月19日生まれでございます。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏の識見を通じて適任と思っておりますので、ぜひ同意していただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和4年1月2日から令和7年1月1日の予定でございます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから同意第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、同意第7号、教育委員会教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

教育長は復席してください。

[教育長久保康治君入場]

---

△ 日程第14 一般質問

○議長（榮 哲治君）

日程第14、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

障害者雇用促進についてほか2件、土岐和貴君の発言を許可します。

土岐和貴君。

[土岐和貴君登壇]

○1番（土岐和貴君）

皆様おはようございます。

私は、議員としてやるべきことを日々模索しながら、初心を忘れずに活動していますが、常に意識していることわざがあります。「一人の百歩より、百人の一步」。人それぞれ考え方や生き方も違います。しかし、本町を思う気持ち、守りたい、新たなチャレンジをして活性化したいという気持ちは一緒だと思います。この気持ちを一つにして、助け合って、笑い合って、考え合って、子供たちのためにも本当の意味で過疎化を食い止めたいと思っております。この場に立つと毎回心臓がどきどきしますが、本日も本町の未来を見据えて、町民の声を届けていきたいと思っております。

それでは、質問に入っていきます。

質問事項1、障害者雇用促進について。

障害者雇用法では、雇用に取り組む意義と企業が守るべき義務が定められています。企業側の義務とは何か。何をすべきなのか。目的や義務の内容、企業側の雇用に関わるポイントが重要になってくると思います。

障がい者の職業の安定を図るためには、障がいのある方に対し、職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーションが必要ではないかと考えます。また、事業主が障がい者を雇用する義務をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を把握していく必要があると思います。目的としては、全ての町民が障がいの有無にかかわらず個人として尊重されること、全ての町民が、障がいの有無に分けることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生す

る社会を実現しようというノーマライゼーションの理念が雇用促進には必要だと考えます。

障がい者や高齢者などがほかの人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方や、社会的な立場が弱い人たちの生活を通常の社会環境に近づけ、誰もが自分らしい生き方を追求できる社会が理想的です。

本町でも、身体障がい者、知的障がい者、精神発達障がい者など、様々な病気で悩まされている方々がたくさんいます。その中で、少しの時間だけでもいいので社会に出て働きたいと、意欲を持って生活されている町民がいるのも確かです。

厚生労働省が発表した令和2年障害者雇用状況の集計結果によると、民間企業による障がい者雇用状況は、雇用障がい者数、実雇用率ともに過去最高を更新していますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50%を下回る結果となっております。令和2年、雇用障がい者数57万8,292、前年比に比べて3.2%増加しております。約1万7,683人の増加でした。実雇用率は2.15%、前年比よりも0.04%上昇しております。法定雇用率に関しては、先ほども言ったように48.6%で、50%を下回る結果となっております。民間企業全体としては雇用が進んでいるものの、雇用率を達成した企業の割合は半分以下となっていること、業種や従業員規模によって雇用に差があることが明らかになっています。

町内で暮らす障がい者の中で、少しでも働きたいと意欲を持って生活されている方々も少なくありません。しかし、受入先が少ないのが現状であります。一般企業には勤められないが、短時間での就労であれば、無理なく障がい者の方々が活躍できる場を提供でき、かつ、大きな社会貢献につながると考えております。

ここで質問に入ります。

質問1、本町での障害者雇用促進に向けて取り組んでいる、もしくは計画中の事業があるか、見解を伺います。

#### ○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

#### ○保健福祉課長（吉行 進君）

まず、土岐議員の障害者雇用促進についての御質問にお答えいたします。

障がい者雇用促進に向けて取り組んでいる事業についてですが、10月に県事業の農業法人等による障がい者の農業体験等受入支援事業を活用して障がい者支援を行いました。

この事業の目的は、農福連携の取組を検討している事業者が試行的に障がい者を受け入れることで、農業分野における農福連携への取り組むきっかけづくりや、農福双方のマッチング支援を行うものです。

今回の事業では、受入側が本町の加工製造会社、体験側が喜界福祉ネットごま畑、ほっと館で、主にパッケージのシール貼り作業を2日間実施いたしております。受入側からは、「福祉との連携ができることが分かり、今後につなげたい」、また、体験者からは、「社会とのつながりや自分たちの役割を感じることができた」との意見があり、今後も両者間の連携を支援し、お互いウィン・ウィンの関係が構築できればと考えているところです。

御存じのとおり、障がいの特性により、全ての人が同じ作業を同じ量行うということは困難ですので、その人の特性に応じた対応が必要となってきます。

まずは、相談支援事業所等関係機関と連携をしながら、就労希望の障がい者の把握、特性を調査し、ニーズに応じた就労支援に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

課長がおっしゃいましたとおり、障がいのレベル等もありまして、その方はできるけどこの方はできないというような、そのマッチングをするのは非常に難しいことであると思うんですけど、やはり本町では今後もこの雇用促進に向けてはいろいろな取組等を行う必要があると考えております。

2021年3月1日から法定雇用率が2.3%に引き上がったため、事業主は、43.5人以上従業員がいる場合は最低でも障がい者を1人雇用しなければならないと法で義務づけられています。しかし、本町では多くの企業があるわけではなく、多くの従業員を雇っている企業もごく僅かです。合理的配慮の提供が義務化になったことや、障がい者に対する差別の禁止も改正されています。障害者雇用促進法の内容を踏まえた上で、本町でも今後は今まで以上に企業や民間と連携を図って、障がいのある方々の就労を確保していく必要があると思います。

その中で、まず、大事な3点が挙げられると思います。

まず1番が、企業や民間の方々に理念や意義、社会的責任などの町全体の理解を深めること。次に、現状を正しく把握し、雇用計画を立てること。次に、採用後の定着状況や問題点を整理していくこと。そのほかにも大事なことはたくさんあると思うんですが、ここも企業、民間とともに試行錯誤を考えながら取り組んでいく必要があると思います。

定着しない原因の理由は、企業によっては様々だと思うのですが、一例を挙げるとして、定めている人材条件、実際に採用した障がい者の能力、意欲に乖離があること、障がい者雇用に対する理解が不足しており、差別的な発言や言動があること、次に、健康面で問題があった際のサポート体制が確立できていないこと、この一例なども踏まえて、今後も課題として進めていきたいと思っております。

企業や民間の方々にこの障がい者雇用促進の理念や意義、社会的責任などの町内全体の理解を深めることができれば、本町でも進められている、先ほども課長がおっしゃいました農福連携にもつながっていくと考えています。

それでは、質問2に移りたいと思います。

質問2、近年、農業と福祉の融合、農福連携が注目されています。本町での農福連携に対する考え方や現在の取組などについてお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

先ほどの事業も農福連携の一環になりますけれども、本町での農福連携に対する考え方や取組については、まず、農福連携とは障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生き

がいを持って社会参画を実現していく取組であり、農業と福祉双方の課題解決と利益があるウィン・ウィンの取組です。この取組で、農業経営における労働力確保や障がい者の心身状況の改善等、双方により効果をもたらすということで、議員がおっしゃるとおり、各地で盛んになってきております。

この取組は、就労支援のサービス事業所がなく基幹産業が農業である本町にとって、障がい者の就労や生きがいがづくりの場の創出、農業担い手不足の解消のためにも、今後必要な取組であると考えております。

先ほど申し上げた事業等の活用や、農福連携人材育成研修会等に参加し、知識を深めて取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

#### ○農業振興課長（武藤裕和君）

農業振興課のほうからもこの農福連携に対する考え方、取組についてお答えいたします。

ただいま保健福祉課長のほうからお話がありましたが、それとちょっと重複するところがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

農福連携をはじめとする就農支援事業では、障がいをお持ちの方、また、高齢者の方々が働くことにより収入を得るということだけではなく、社会とのつながりを持つことで生きがいややりがいを感じるなど、大きな役割を担っていると私たちも考えております。また、農業サイドから見ましても、少子高齢化に伴い、担い手不足、労働力不足が大きな課題となっております。この農福連携により、就農支援事業では、双方にとって大きなメリットがあると考えております。

そういったことを踏まえて、現在、町では県などの協力をいただきながら、障がい者施設とで協議を進めており、それぞれ農福連携の取組状況やその体制の状況、今後の進め方、課題等について話し合いを行っております。その中で、現在行われている取組事例につきましては、先ほどありました小規模作業所ほっと館についての御紹介があったとおりでございます。

一方、障がい者施設からの課題として取り上げられたのが、作業所への移動手段の確保であったり、付添いのマンパワー不足が挙げられておりまして、なかなか思うような取組がなされていないということでした。

そのほかにもこの事業を進めていく上で課題として考えられるのが、障がい者の方の個性、特性をどう生かすか、その方たちの得意とする技能はどういったものがあるのか、さらには、農家が求めている必要とする労働力、作業内容とはどういったものがあるのか、例えば、仕分、梱包作業など集中力を要する作業であったり、収穫作業など体力を要する作業などが考えられます。それぞれ就労する人の個性に応じた仕事の進め方であったり、どういったサポート、ケアが必要なかが重要であると考えており、それに見合ったまたスキルが必要となってきております。

また、作業従事者と受入農家と両者を取り持つマッチング、調整役など、体制づくりが重要となってきております。

このようなことから、一朝一夕にはいきませんが、先ほどもありました事業の目的、趣旨

の重要性から、今後、保健福祉課をはじめ、障がい者施設や、御協力いただける農家の方々と  
も協議、検討を進め、さらに研修によるスキルアップや試験的な取組を通じて、双方にメリッ  
トがある良好な関係が築けるよう、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

障がい者が農業で働く上で得られるメリットはたくさんあるということも、日本セルフセン  
ターの研究結果にも実際に出ておりました。その一番多かったのが、就労訓練に大いに役立っ  
た、47.7%、次に、多かったのが、地域住民と交流ができるようになった、38.4%、コミュニ  
ケーション能力の向上が32.6%という研究結果が出ておりました。

私も、この農福連携についてもっと追求していくために、本町でも実際に障がい者を雇用し  
野菜づくりや加工品などに取り組んでいるNPO法人めばえで、雇用している障がい者の方に  
寄り添い、2週間ほど一緒に農作業に取り組み実習をしたり、そのほかにも、喜界高校の支援  
教室の生徒が産業現場の実習でめばえ農園で実習するということで、私も一緒に1週間ほど農  
作業をしてきましたが、その中で劇的に変わったこと、気づいたことがありました。

たくさんあったのですが、その中で三つ。まず、一つ目が、閉鎖的だった心が、土に触れ、  
自然に触れることで開放的になったこと。そして次に、会話が増えて、自発的に発言するよ  
うになったこと。そして三つ目が、表情が豊かになり、笑顔もたくさん見られるようになったこ  
とです。

先進的に農福連携に取り組んでいる地域もたくさんありまして、ユニークな取組等も行って  
おりました。福井県のNPO法人ピアホームでは、担い手がいない農家の農地を借りてブドウ  
畑をつくり、地域の住民や観光客向けに摘み取り体験などができる施設を造っているそうです。  
ほかにも、石川県の日本海倶楽部もユニークな取組をしていました。過疎化と高齢化が進む奥  
能登で、地ビール工房、レストラン、牧場などを運営し、新しいリゾートエリアをつくってい  
ました。こちら行政と民間企業等が連携して、牧場、農業、畑などを活用し、レストラン等  
で活用されている例もありました。

課題としては、先ほど課長のほうからもありましたが、まだまだ取り組めると思える事例の  
周知やモデルの構築が必要ですし、障がい者施設や障がい者に農業を教えられる技術者や人材  
育成も先ほど言ったように必要だと思います。そして、これから特に本当に求められるのは、  
農業と福祉をマッチングする農業の受委託、仲介役と人、その人たちが本当に重要になってく  
ると思います。そのためにも、県や町が主導するのが一番よいと考えます。

香川県では、県が主導で中間支援団体にコーディネートを委託し、マッチングする流れがで  
きているそうです。そのほかにも、障がい者雇用を促進していくため、市町村単独の障がい者  
雇用促進の助成制度も他県ではたくさんありました。

今回は千葉県野田市の助成制度を例に挙げます。雇用促進奨励金制度。内容は、雇用の拡  
大を図るため、障がいのある方等の市民を雇用した事業主に雇用の翌日から1年間にわたり月  
額給与の10%、上限1万5,000円の奨励金を交付する制度。そのほかにも、障がい者職場実習

奨励金制度。障がいのある方の雇用拡大を図るため、障がいのある方を5日間以上職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付する制度。1人につき2万円交付とありました。最後に、国のトライアル雇用終了後、若年者常用雇用奨励金制度もありました。内容が、国のトライアル雇用終了後に引き続き5か月間若年者を雇用した事業主に奨励金を交付する制度もありました。1人につき5万円交付と掲載されておりました。まだまだ他県では多くの障がい者雇用促進に向けて市町村単独助成制度があります。

このことを踏まえて、次の質問に移りたいと思います。

質問3、町単独の企業や民間等への助成制度を設け、受け入れやすい環境を整えていくことで障がい者雇用の拡大につながると考えますが、見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

町単独の助成制度ということですが、まずは障がい者のニーズがどれぐらいあるのか、それから、障がい者のおのおのがどういった作業なら就労が可能なのか等、そういうことの調査が必要であると考えております。

それらを把握した後に、助成制度の必要性を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

障がい者雇用促進に向けて、先ほど千葉県野田市での助成制度を紹介しましたが、国からの補助で雇用を促進できる助成制度もたくさんあり、先ほども言ったように、トライアル雇用助成金など、あとは特定求職者雇用開発助成金、あとは人材開発支援助成金など多くの助成金もあります。あまみ障害者就業・生活支援センターと中間コーディネーターとなり、現在活用できる国の補助なども最大限に活用して取り組んでいけば、障がい者の方々の選択肢も増えていくのではないかと考えております。

ここで質問4に入ります。

あまみ障害者就業・生活支援センターと連携を図り、トライアル雇用制度などを活用し、社会性を養い、安定的かつ継続的な就労支援の充実が必要不可欠だと考えますが、見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

あまみ障害者就業・生活支援センターと連携で就労支援の拡充をということでございますが、おっしゃるとおり、このセンターとの連携は、障がい者の就労のみならず、生活全般においても大変重要な機関であると認識しております。

菟美市にセンターがありますので、定期で年4回ほどしか支援員が来庁できませんが、重要な案件から細かな情報まで電話やメール等で十分な情報共有が図られておりますので、今後も



引き続き障がい者支援のために連携をしてみたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今後は農福連携がもっと進んでいき、農家や企業の新たな雇用創出も考えられると思います。農福連携だけでなく、一般向けの求人掲示板の共有スペース、そういうスペースが庁舎内にあれば、訪れた町民の方々の中で就労に困っていたり、子供や孫が帰ってくる前に就職活動にも役立ち、働く上で選択肢の幅を広げるだけでなく、Iターン、Uターンにも活用できるのではないかと考えております。

若い方々であればネットを通してハローワークにアクセスできますが、まだまだそうでない町民がいるのも確かです。

ここで質問5に入るんですが、庁舎内に求人掲示板を設置し、企業や民間の悩みや不安を解消できる共有スペースが必要だと考えますが、見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

庁舎内の求人掲示板の設置についてですが、求人については町民税務課窓口やホームページ等で閲覧できるようになっております。

庁舎内の掲示板はスペースに限りがあり、障がい者就労専用のスペースを確保するのは難しく、個別での企業による求人情報につきましてもは新聞の折り込みや店舗での掲示、それから広報紙で周知をしていただきたいと思いますと考えております。

また、共有スペースの必要性についてですが、庁舎内で共有スペースを常設確保するのは空き部屋がないので現状困難だというふうに考えております。

個別の相談等に関しましては、その都度、保健福祉課窓口や町民相談室等を利用していただきたいと思いますと考えております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今後も、障がい者促進に向けて、障がいを持ってひきこもりになっている方々や少しでも働きたいと意欲を持って生活されている方々の居場所づくりや就労支援充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。強く思います。

それでは、次の質問事項に移りたいと思います。

質問事項2、観光業や漁師の現状についてです。

10月に砂浜を埋め尽くす大量の軽石が漂着し、観光業や漁師にも大きなダメージを与えています。軽石の影響でエンジントラブルも続いているんですが、それだけでなく、近年、資源管理のルールを十分に認識していない町民による、個人的な消費を目的とした密漁も発生しています。従事者の方々の意見や悩みを聞いていく上で、短期的に解決できること、長期的に取り組んでいかなければいけない問題など数多くありますが、現状を踏まえて、町民一人一人が気持ちよ

く生活できるようにしていくことが本町には求められていると思います。

軽石問題では行政が主体となって県・国に要望を出していただき、早急な対応をしていただいているので感謝の気持ちでいっぱいでございます。

しかし、この問題は長期的かつ本町だけの問題ではないと思いますが、現在の被害状況も町民の方々には周知していく必要があると考えます。

ここで質問に入ります。

質問1、軽石被害の現状や被害額について伺います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

ただいまの土岐議員の軽石被害の現状や被害額についての御質問にお答えいたします。

まず、本町における漁業関係における被害状況でございます。

11月29日現在の大島支庁林務水産課状況調査によりますと、漁船9隻が冷却用海水に混じった軽石によりストレーナー、いわゆるこし器の詰まりや、詰まりによるオーバーヒートの事案が報告されております。また、漁船の故障により、漁具、ソデイカ漁の仕掛けですけれども、そちらのほうで回収できなかったという事案も報告されております。被害額につきましては、概算ではございますけれども、漁船の修繕費で約200万、それから漁具のほうで60万、養殖業のポンプ修理が約10万円でございます。

次に、観光業の被害状況でございますけれども、県の観光課調査によりますと、マリレジャー業者、ダイビング、シュノーケリング、SUP、釣り船等において、予約のキャンセル並びに営業自粛による営業被害額が報告されております。そちらのほうの被害額といたしましては約70万というふうには報告されております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

課長のほうからもありましたソデイカ漁のほうでも被害があるということで、私のほうも聞いたんですが、初日に軽石の影響でエンジントラブルを起こして、寄港するためにやむを得ず漁具を切り離す対応をした漁船があるということでした。先ほどおっしゃったように総額60万円の被害ということで、もう甚大な被害となっております。そのほかにも、こし器の有無でエンジントラブルを起こした漁船もあるということでした。

ここで質問2なんですが、軽石の影響で、観光業や漁師は不安を抱えながら日々過ごしております。対応策や現状の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

御質問にお答えいたします。

まず、現在、海岸線及び海水浴場等につきましては、町民税務課の補助事業を活用いたしま

した軽石の除去作業を行っているところでございます。また、各ボランティア団体におきまして、軽石の回収作業も実施されておるところです。

先ほど議員のほうもおっしゃってございましたけれども、取組といたしましては、郡市町村長会及び郡市町村議長議長会より国・県へ主体的、積極的な対応、軽石の撤去、処分にかかる費用、漁船等の安全航行、安全操業の確保、漁業経営の支援、成分分析及び利活用方法等についての要望を行っているところでございます。

また、町といたしましては、喜界町の船舶事故修繕資金貸付制度というのがございます。そちらのほうの利用について漁協のほうへ提案を行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

#### ○1番（土岐和貴君）

沖縄県の軽石問題対策会議が令和3年11月22日に開かれたみたいなんですけど、その中で、基本的対処方針が書かれておまして、七つあった中で、三つほどは本町でも取り組める、もしくはもう取り組んでいることなどがありました。

一つ目が、県民生活及び水産業、観光業等への影響を最小限に抑えるため、県民、NPO、市町村、学術研究機関、国、あらゆる機関、関係者と連携して回収、利活用を推進する。次に、漂流漂着の状況、回収、利活用の状況等については、県民に分かりやすく伝えるため、県のホームページで必要な情報を遅れなく公開すること。次にあったのが、回収した軽石の利活用方法について早急に確認、開発するとともに、研究者だけではなく、民間等のアイデアも活用して多様な方法を実現するために必要な措置を行うという、7点挙げられておりました。

このホームページで公開していくのも、本町でもホームページがありますので、そちらでも、随時、現状だったり今取り組んでいることなどを掲載すると、また町民のほうも安心できるのではないかと考えております。あと、利活用の方法に関しても研究をされていると思いますが、それだけではなくて、民間等のまた新しいアイデア等も取り入れられる部分があれば取り入れていくことで、また被害も抑えられていくのではないかと考えております。

今後は民間の意見も取り入れて、観光業や漁業だけの問題ではなくて、もう一度、町全体での問題と受け止めて、今後は長期的に取り組んでいく必要があると思います。

本町に近い大和村では、軽石問題にかかわらず、漁業関係の補助が充実してきています。村単独事業で水産業の経営支援として二つ挙げられていました。一つ目が燃料費助成事業。燃料費の半額を助成、上限5万円でした。次に挙げられていたのが漁具購入費助成事業。1基当たり10万以上の船舶整備機器及び漁具等、1回の申請につき50万円以内、年ごとに1回のみ申請可能という水産業の経営支援などもございました。独自の助成事業も展開していて、水産業の経営支援も充実している例もあります。

今後は本町でも町独自の助成事業をつくり、農業だけではなく、漁業の担い手育成にも力を入れていく必要があると考えます。未来の子供たちが働ける場の選択を増やしていけるように、今まで以上に漁業にも目を向けて、農業、漁業双方が充実した喜界町を目指していただきたいです。

ここで質問3に入ります。

近年、密漁が増えていると、漁業関係の方々から報告を受けています。本町での対応策や取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

密漁対応等の取組についての御質問ということでお答えいたします。

まず、現在、当方では密漁の報告は受けていないというのが現状でございます。

基本的に、取締りにつきましては、海上保安庁、警察、県、関係機関、漁協等が連携をし、行っていくということになっております。

本町におきましても、離島漁業再生支援事業というもので、集落協定に基づき漁場の管理、改善に取り組むということになっております。

過去には密漁防止の看板設置等も行われていたということでございますので、今後、事実確認を行った上で、適切に対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

この件に関しては、行政だけの問題ではなくて、漁業組合の今後の活躍にも期待されると思うのですが、水産基本計画において、漁業生産の維持拡大を図る、資源の回復、管理を維持し、新規の就業、新規参入の促進などが掲載されています。

漁業法第8条第2項にも行使料の徴求に関しても掲載されておりました。漁業組合も、年間の行使料1万円は、漁業組合の大切な運営費であったり漁業の未来を守っていく、かつ、漁業環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持や直接漁場の管理に必要な経費だと思います。釣りをする人も漁で生計を立てている漁師もお互いが気持ちよく自然を楽しむことが必要だと思っております。

ここで質問4、町民に認識してもらえよう、漁協組合と連携を図り、広報きかいなどを活用し、資源管理のルールを伝えていく必要があると考えておりますが、見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

先ほどの答弁でも申し上げましたが、まずは現状の把握、そちらを行いました上で、必要に応じて関係機関と連携し、今御指摘のありました広報きかいであったり防災無線、町のホームページ等により、資源管理のルールを十分に認識していない町民による個人的な消費を目的とした密漁防止の周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

先ほど課長のほうからもありました、以前は看板等が設置されていたということで、本町に近い龍郷町や笠利町、瀬戸内町も、今、漁業組合が主体となって禁止密漁の看板を掲げて、遊漁者の皆様にはルールを守って、周知を図っているという現状もありました。そちらもネット等で見られますので、随時確認をお願いしたいと思います。

本町でも漁業組合と連携を図り、マナーを守って、資源の保護、繁殖に努めていけるように、遊漁者も漁師も気持ちよく自然の恵みをいただけるのではないかと考えております。

未来の子供たちが漁業、農業で幸せな生活を送れるように、先ほどもお伝えした、本町でも町独自の助成事業をつくり、農業だけでなく漁業の担い手育成にも力を入れていただきたいと強く思います。

それでは、質問事項3に移りたいと思います。

本町における情報交流の拠点づくりについて。

平成14年8月に喜界町単独事業として事業推進協議会を設立、その中で喜界町アンテナショップ事業がスタートしました。町内外、島を思う気持ちを形にして、人、もの、情報の交流拠点づくりを目指す事業であります。設立当初から現在にわたり、課題解決に向けて取り組んでいると思います。

ここで質問1です。

喜界町アンテナショップの現状について伺います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員のアンテナショップの現状についてということで、お答えいたします。

以前はアンテナショップ推進協議会なるものが立ち上がっておりましたけれども、現在、令和元年度より、喜界島観光物産協会のほうで統合いたしまして、事業のほうを行っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

当初、この事業を立ち上げて目指していたのは、ネットワークを生かして物産品を販売する場を増やすだけでなく、一番大切なのは、喜界島が大好きな方々をつないでいける場所だと考えております。

現代は、インターネットが急速に進んでいく中、遠く離れた方々ともアイデア次第ではつながることができ、かつ、交流拠点づくりが生み出すことができるのではないかと考えています。

喜界町のPR戦略として考えられることはたくさんありますが、現状は特産品をまず知ってもらう。その中で観光につなげ、喜界町に来ていただく。そこで、またお土産で特産品等を購入していただき、またリピーターを増やしていくというすばらしい戦略もありますが、もう一つは、やはり人と触れ合う、その人に会いに行きたい、その人とあの場所に行きたいなど、喜

界島に行ってただおいしいもの食べるだけではなく、人と触れ合うことでまた癒やしにつながると考えております。その中で、人と触れ合う。そこで観光につなげて喜界町に来ていただく。そしてまた、お土産を買って、また戻られる。その後、またあの人に会いたい、またあの人とあの場所へ行きたいと、そういう気持ちになっていくのも、このネットワークを最大限に生かしていけば実現可能ではないかと考えております。

特産品でファンをつくり、島を知ってもらうことも非常によいことだと思いますが、喜界島に来たい、また行きたい。心理的状況はやはりあの人に会いたいと考えるのがいいのではないかと考えております。

そのことを踏まえて、停滞しているアンテナショップを活用して、人と人をつなぎ、交流拠点づくりを通して喜界島ファンを増やしていけるのではないかと考えます。

質問2に入ります。

アンテナショップは物を販売するだけでなく、島を思う人と人がネットワークを通してつながり、情報を共有し、島の発展に大きな影響を与える事業だと考えておりますが、見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の御質問にお答えいたします。

まず、御指摘のとおり、アンテナショップは島の発展に大きな影響を与える事業だというふうに考えております。

そこで、これまでに停滞している事業の再構築を目指しまして検討会を立ち上げ、協議を重ねてきた経緯がございます。

しかしながら、その際に明確な結論を導き出せなかったとの報告を受けております。

当時、アンテナショップの事業の理念でもあります人、もの、情報の交流拠点づくりを目指すためにも、マンパワー不足の解消、物産展等における島の観光PR事業の展開、情報交流拠点等総合的に判断し、観光物産協会への統合が望ましいとの結論に至り、現体制となっておりますので、当面は現体制を維持しながら事業展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長のほうからもありましたが、以前、平成25年に喜界チームということで再構築のためにプロジェクトチームを立ち上げたと思うんですけど、その中で、やはりネットワークの構築の遅れと周知不足から、本来目指していた事業が停滞したのではないかと考えられます。

その中で、多分、課題が浮き彫りになったのも、やはり、まず一つ目が事業の理解度と期待、次に事業の明確化、次にビジョンが不透明で情報共有がうまくできなかったなどが挙げられるのではないかと考えられます。

平成14年からスタートして、事業推進協議会の会長を、当初は加藤元町長、その次に川島前町長に受け継ぎ現在に至ると思いますが、国内各地に存在する島出身者や島を思う方々を喜界大使として、事業所やコミュニティーを大使館として、特産品の販売、喜界島ブース、各種情報を発信して島内外の島を思う気持ちが結ばれた人的ネットワークを構築していき、先ほども課長もおっしゃいました、人、もの、情報の交流拠点づくりをもう一度再構築していただきたいと思っております。

そのためにも、やはり信頼、信用が非常に高い隈崎町長が会長となっただき、もう一度再構築に向けて取り組んでいただけないでしょうか。

町長が会長を務め、町全体で取り組んでいる事業と認識していただければ、アイデア次第では喜界島ファンをまた増やしていけると思っております。

ここで最後の質問に移ります。

設立当初のように、町長が推進協議会の会長を務め、大きな受皿を設けることで島の発展に大きな影響を与えたいと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの土岐議員の御質問、私も職員のときには、今、その経緯が、平成14年度から立ち上がったということで、直接担当していたわけではないんですが、その後も定年をいたしまして4年間というブランクがあったわけですけども、その間にも川島町長のときにそういった委員会を立ち上げて再構築しようという形で、現在の観光物産協会の会長がその会長を兼ねるといような体制になったと思っております。その後、元年からコロナ関係でなかなか島外にも出ていけない、そういったなかなか動きがとれないという中で停滞をしているようです。

私も、今言われましたようにアンテナショップは本当に大事な事業だと思っておりますので、発展するような形でバックアップといいますか、さらに委員会を再度立ち上げてもいいと思っています。どのようにしたらいいのか。それから、現在のアンテナショップ、私も1件もまだお伺いしたこともありませんので、その辺の交流を含めてどういった形で、どういったまた御要望があるのか、アンテナショップの方々との意見交流会とかそういったものを持ちながら、私は発展させていきたいと思っております。

ただ、今、私が会長というよりも、現在の会長に頑張っただいてやっていくと。私はそのバックアップをします。町としてですね。そういう形で進めていきたいと、今現在はそういうふうには思っております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

私はぜひとも町長が会長になっていただいたほうが、より信頼度も高まり、応援する方々も増えてくるのではないかと思っております。

ここは提案材料として聞いていただきたいのですが、アンテナショップのウェブサイトを構

築するという考え方もあります。そのメリットとして、まず、この事業所の趣旨だったり理念を掲載できるページを作ります。その後に協議会メンバー、町長が会長になっていただければ、その組織観も紹介ページを作っていきます。そのほか、喜界大使になられている方々や喜界大使館、事業所だったりコミュニティー、その紹介ページも作っていきます。そのほかにも郷友会や各地の喜界会のイベントや集まりの記事掲載ページも作っていきます。そのほかにも意見交換会、あとは情報交換ができる共有スペースページも作れると思います。あとは、先ほども言ったように、ネット社会です。フェイスブックなどを活用してSNSのリンクページも作ることができます。このような活用をすれば、また人と人とがつながるきっかけになっていくのではないかと思います。

期待されることとしては、まず一つ目が、事業の趣旨、理念を誰でも見える化することで、参入しやすくなります。次に、紹介ページで町長などが行政主体で取り組んでいると見える化することで、信頼度、信用度が今まで以上に高くなります。三つ目が、喜界大使館など各地域の事業所の紹介ページがあれば、応援側もチームの一員としてモチベーションが上がり、もっと喜界島をPRしたいと思うと同時に、応援したいと思っている事業所同士でのつながりも新たにできるのではないかと考えております。そして四つ目が、インターネット、ウェブサイトを活用することで、遠く離れていても交流拠点がつくられるのではないかと考えています。

もう一度持ち帰って検討していただき、いい方向に進んでいけたらと思っております。

アイデア次第では、出し合って、喜界島活性化に向けてどんどん進んでいけると思っております。小さな島の小さな発展、小さな資源、大きく生かせ無限の英知ということで、今後も島の未来を見据えてお互いが協力し、アイデアを出し合って、どきどきわくわくできる喜界町を目指していただきたいです。

以上で質問を終わります。

#### ○議長（榮 哲治君）

これで土岐和貴君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時55分からであります。

休憩 午前10時40分

---

再開 午前10時55分

#### ○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の前に、教育長の再任の挨拶を行います。

教育長、久保康治君。

#### ○教育長（久保康治君）

先ほどは、今、ございましたけれども、再任に際して御同意いただきましてありがとうございました。

教育長に就任して1期目、3年が過ぎようとしております。後半の2年弱は例の新型コロナウイルス感染症への対応ということに若干翻弄されたところもございますけれども、かねがね申し上げてきましたとおり、今年度、喜界町の教育行政はある意味で大きな節目を迎えている



ところでございます。

国や県の動きは当然ですけれども、本町独自としましても、平成24年に学校再編がありまして、今年10年目を迎えているところでございます。また、喜界町の振興計画の改定、そして、それを受けまして教育大綱を改定する年に当たっております。そういった面で、先ほど申し上げたとおり、一つの節目を迎えております。

甚だ微力ではございますが、今後、また喜界町の教育行政の充実、振興に尽力してまいりたいと考えておりますので、また御支援、御協力、御指導よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

一般質問を再開します。

野良猫についてほか1件、倉橋博都君の発言を許可します。

[倉橋博都君登壇]

○5番（倉橋博都君）

マスクを外して質問したいと思います。町民、行政の皆さん、こんにちは。議員になりました2回目の質問となりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

近年、集落内及び農道において野良猫が多く見受けられる状況にあります。町民の多くの皆様方も経験があると思いますが、夜間、車で走行中に、明かりに反応し飛び込んでくる猫がおり、その際、運転手は急ブレーキをかけ、非常に危険を伴います。また、車にぶつかって命を落とす猫もいるようです。

野良猫を増やしたら、ノミや病気を運ぶ可能性や、ふんや尿、鳴き声などで迷惑をかけてきます。野良猫を増やさない方法として、野良猫TNR、捕獲し不妊・去勢手術を行い元の場所に戻すという方法があると聞いております。

そこで、複数の項目についてお伺ひいたします。

まず1点目。町民税務課で猫の捕獲器を貸し出しているようですが、既に購入した捕獲器数量について、また、捕獲器の貸出状況や捕獲件数はいかようになっているのか、お伺ひします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

倉橋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、捕獲用の籠ですけれども、今現在7個ございます。これは奄美いんまや動物病院からお借りをしているものでございます。

それから、捕獲の件数ですけれども、病院のほうにも確認をしたんですけども、飼い猫、野良猫という区別で手術等はしておりませんので件数については分かりませんでしたけども、今、猫の捕獲をしているボランティア団体がございます。そこに確認したところ、捕獲をして譲渡しただけでも五、六十匹ということです。TNRを施した猫についてはそれ以上だろうということで、正確な数字は分かりませんでした。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

その借りている捕獲器に関して費用とかは支払っているのか、ちょっと教えてください。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

費用は発生いたしません。無料でお貸しをしております。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

2点目ですけど、捕獲猫は獣医師が見えるまで自宅で餌を与え世話をしている状況にあり、また、自宅で猫を飼っている方の中には、場所の提供があれば世話をしたいと願っている方もいらっしゃるかと伺っております。

本町に一時預かりの場所の提供はできないものか、お伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、現在、ボランティアで猫を捕獲している団体があります。その方々は去勢・不妊手術も自費で行っているわけですけども、動物病院が来島するまでの間は自宅のほうで預かっているようでございます。

ですので、10月中旬、先々月、その方々から一応御相談を受けております。一時保護、保護シェルターのようなものができる施設がないかというところで、どこか利用できないか現在検討しているところですので、前向きに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3点目に、獣医師の出張診療による年間の出張件数は。また、野良猫の不妊・去勢手術等の費用は本町が負担すべきだと思いますが、所見を伺います。

ちょっとずれているかな。

○議長（榮 哲治君）

倉橋君にお伺いします。今、3番の質問でありますか。

○5番（倉橋博都君）

はい。3番で。

○議長（榮 哲治君）

年間何匹ぐらいの診察をされているかの質問ですね。3番の。

○5番（倉橋博都君）

いえ、ああ、ちょっと間違ってますかね。

○議長（榮 哲治君）

4番から行きますか。

○5番（倉橋博都君）

4番ですね。

○議長（榮 哲治君）

4番から行くんですか。

○5番（倉橋博都君）

順番とちょっとずれていますけど。すみません。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

年間の診察数、それから獣医師の船の運賃等についての助成についてお答えをいたします。

お手元のほうに資料を先ほどお配りさせていただきました。平成31年の4月からの合計の診療回数、15回に上っております。今年度あと2回予定をされているところでございます。

まず、令和元年度が犬が163匹、猫が380匹、その他1匹です。令和2年度が犬が128匹、猫320匹。令和3年度がこれまで3回で犬90匹、猫199匹、その他2匹です。合計で犬が381匹、猫899匹、その他3匹です。これらの総合計が1,283匹となります。先ほども申し上げましたが、今年度あと2回を予定をしているところであります。

それから、4番目の獣医師の船運賃の補助をできないかというところですが、伊藤先生にはこれまでもたくさんの犬や猫の治療をしていただきました。深く感謝をしているところであります。

町としましても、出張診療の継続を今後もお願いしたいと思っておりますので、船運賃等の補助につきましては新年度のほうで対応したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

奄美いんまや病院の出張診療で、多くの方がペットの適正な飼い方等について気軽に相談したりしやすくなり、人間と動物が共存する、よりよい環境をつくる啓発にもつながっています。また、診療中は飼い主同士の情報交換の場にもなり、動物病院が核となっているのも事実です。

奄美市では、雌の避妊手術の金額が2万5,000円、喜界島では5,000円と伺っております。喜界町内の猫の対策を推進していく上で、奄美いんまや動物病院の協力は不可欠だと思います。先生の努力により、手術代も格安となっております。そのような観点から、診療体制をより一層支えるよう、本町からの働きかけやサポートが必要ではないかと思えます。

4点目に関して先ほど船運賃の助成の話が出ましたので、次に、5点目に移りたいと思えます。

奄美市では、飼い猫の適正な飼育及び管理に関する条例という条例があり、猫の登録が義務づけられていると伺っています。

本町でも同様の登録制度はできないものか否か。そのことによって飼い猫と野良猫の判別が可能となると思いますが、次の点を伺います。

飼い猫の登録は可能なのか、伺います。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

飼い猫の登録につきまして、お答えを申し上げます。

猫の登録については法律上の定めがございませんので、導入を検討する場合は猫の飼い主等になぜ登録が必要なのか、また、登録の目的は何になるかなど合意形成を図る必要があるかと思えます。

今のところ、うちのほうでは、結論から申し上げますと、登録制度は考えておりません。

ただし、県が推奨しております所有者明示、首輪のほうに猫と所有者の名前を書くということを県のほうも推奨しておりますので、これについても、広報きかいでもTNRについても、それから猫についても度々広報するようにしておりますので、そういったところを呼びかけていきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

ぜひ、その登録制度をつくってもらっていただき、野良猫の対策として減らす方向でお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

災害時、海岸近くの老人福祉施設の入居者の避難訓練及び避難場所についてお伺いします。

1点目。地球温暖化の影響で、台風が巨大化されると考えられる。また、南海トラフによる巨大津波も予想されることから、年に1回程度の避難訓練はできないか、伺います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、私のほうから倉橋議員の御質問に答弁させていただきます。

議員のただいまの災害時の老人ホームの避難についての御質問ですが、避難につきましては、基本的には施設が立てました災害時の避難計画や方針が基になるかと思えます。

町の地域防災計画でも、福祉避難所の設置や要配慮者、それから福祉施設等の避難体制の強化をうたっております。その中でも、施設の個別避難計画を基に、自主防災組織や地域住民も含め、お互いに連携を図っていく必要があるかと思っております。

災害時の避難でも、台風とまた地震の場合は避難場所も違ってきますし、時間的な余裕も違

います。また、施設の利用者の介護度合いによっても移動の内容が違ってくると思っていますので、いざという場合にスムーズな避難ができるよう連携をして、施設の実態に即した実践的な訓練ができればいいのではないかと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

ぜひ検討いただき、避難訓練は私なんかもすぐ忘れるほうなんで、年に1回程度訓練ができれば思い出してすぐ対応できるかなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目に、巨大津波を想定した避難場所の確保はできているのか、伺ひます。

2020年に発生した台風10号で、避難場所はのぞみ幼稚園の体育館と聞いております。これはひまわり苑の話ですけど、避難に当たり、地域の消防団が手伝ひをしたと聞いております。台所はなく、トイレは外、大変不便したことを聞いております。

台所とトイレの設置がされた避難場所の確保が必要だと思ひますが、見解を伺ひます。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの巨大津波を想定した避難場所の確保についてのお尋ねでしたが、全体的な答弁として私のほうからお答えさせていただきます。もしまた細部に渡るときには総務課長のほうに答えさせていただきますと思ひます。

まず、大きな地震が来たときには、まず、高台に避難することが基本だと思ひております。ただ、時間的な余裕がありませんので、施設ごとにどの避難場所が適しているのか、また、一時的な避難場所からさらに高い場所への避難も求められてくると思ひます。その際、また、先ほど言ひましたような要配慮者に対するサポート等、課題が考えられると思ひております。

そういった問題を、訓練を通しまして避難の方法、それから施設の個別避難計画も検証しながら、また、施設側も計画訓練はもちろんでございますが、日頃から地域との関わりを密にするなど官民のサポート体制を確立し、いざというときに備えることが重要だと考えております。

その地域地域、場所場所によって、避難をする方法、それから場所、高さの場所はあるのか、こういったものを地域地域ごとに避難訓練を実施して、それぞれのそのときの課題を見つけて、さらにいざというときに備える、そういった体制をするように総務課のほうでも、今、計画をやっているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

ぜひ早急に対策を講じてもらって、いつ起こるか分からない南海トラフ地震、津波ですけど、それに備えた避難場所と避難訓練とぜひ行っていただきますようよろしくお願ひしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで倉橋博都君の一般質問を終わります。

続いて、自然災害の対応について、幸 一美君の発言を許可します。

幸 一美君。

[幸 一美君登壇]

○10番（幸 一美君）

倉橋議員に引き続きまして、一般質問を申し上げます。

コロナ感染もワクチン接種の効果か減少傾向にあります。本町においても、今、落ち着いております。しかしながら、年末年始にかけて第6波の発生も懸念されております。また、新たに欧州各地で新型のウイルスの感染が拡大しつつあります。本町においても、今後とも警戒を緩めることなく、なお一層、予防対策に取り組んでいただきたいと思います。

本日は、自然災害の対応について質問申し上げます。

自然災害というのは予測が難しいところであります。そのために、被害が発生しますと相当な被害を被ります。この災害の怖さというのは、生命の危機とともに、生活環境を破壊し、また、人生までも覆しかねない、大変な苦痛を虐げられることだろうと思っております。

そのためにも、災害に的確な対策が何よりも大事になってくるだろうと考えます。

本年は、心配されました台風の襲来も免れ、災害らしい災害もありませんでしたが、今後、本町において大きな災害の備えはスーパー台風であり、また、南海トラフ地震であろうと考えます。

地震の規模も東日本大震災に匹敵すると言われておりますだけに、津波による家屋の倒壊、火災の発生と、被災所帯の拡大も想像され、避難生活が長期化することも考えられ、避難場所の選定、確保という問題が今後の重要な取組課題と主として求められてくるんじゃないかと考えます。

また、空港、港湾の使用が不能ということも考えられます。このために、物流面が停滞し、町民の生活物資の確保や災害の支援要請等にも大きなリスクが伴ってまいることも考慮が必要と考えます。

このようなことから、次の4点について質問申し上げます。

まず、台風や地震、津波による家屋の倒壊であります。

南海トラフ地震も津波が5メートル以上と言われております。それだけに、やはり本町は平地のところも住宅が多いと思います。そういうことで、どうしても災害が起きますと長期化を考えなくてはなりません。短期的な仮設住宅、長期的には災害用住宅というものの建設も必要ではないかと思えます。

そういうことで、町長の見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

幸議員の災害時に家屋が倒壊した町民の方への対応についてでございます。

災害の規模にもよりますが、まず、災害救助法の適用のない場合、これは住家の消滅が40世帯に満たない場合ということで定義をされております。そういった場合は、当然、市町村のほうで対応せざるを得ませんので、まず、その時点で空いている町で所有をしている住宅等を活

用することを考えています。また、民間の住宅、ウイークリーとかそこを借り上げることで、それから、町のほうで災害協定を締結をしている民間の宿泊施設がございますので、そういったところを借り上げることも選択肢の一つになろうかと思えます。その上で、県へ協力を求めることが必要になってくるかと考えております。

ただ、今議員おっしゃいました大規模災害、これはもう災害救助法の適用がされた場合ですけども、そこはもう当然、議員がおっしゃる仮設住宅の建設も必要になってきますし、その場合は、仮設住宅の提供については県が主体的に関わってくることとなっておりますので、スムーズに県との手続が進められるような連携を図ってまいりたいと思えます。

その際、町のほうは仮設住宅を設置できる場所を確保しておく必要がありますので、そこは防災計画でもうたっておりますが、引き続き、総合グラウンド、学校跡地等、町有地等数か所を確保しておきたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

幸 一美君。

○10番（幸 一美君）

御存じのように、本町は築40年以上の建物が多いようであります。そういうことで、当然、津波等による家屋の倒壊というのは増える可能性があります。まして、高齢者の一人住まいとか老夫婦世帯も結構多いようですので、恐らく家屋を失った場合に自力での再建というのは相当厳しい条件になるかと思えます。

そういったことで、災害が大きかった場合の災害救助法、そういったことを活用していただいて、被災者が安心して島でまた暮らすことができるように、そういう体制づくりをぜひお願いをしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

本町も、御存じのように、車の台数が相当あります。災害時に、今、ガソリン給油所が8店舗ございますが、ほとんど4メートル以内のところが多いようでございます。そういったスタンドが津波等によって被害を受けますと、大体2店舗から3店舗ぐらいが残るかと思えます。そうしますと、地下タンクの容量も大きいところでガソリンが10キロ、軽油が10キロ、地下タンクに入っています。小さいところは7キロと3キロというふうになっています。そういうことで、移動手段としての燃料確保という問題が大変重要ではないかと思えます。

特に、災害復旧の工事車両の燃料補給ができませんと、災害復旧の遅れにもつながってきます。そういうことで、給油事業所との契約がどういうふうになっているのか、伺います。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

先ほどの住宅の災害協定のお話もしましたけれども、給油会社についても、議員がおっしゃる車両や発電機の燃料の確保を目的として、島内の複数の事業所と協定を締結しております。

ただ、今議員がおっしゃいました事業所の場所がやはり海拔が低いところが多いということもありますので、今後、そういったところが被害を受けた際にどういった島外からの補給体制ができるのか、その辺も詰めていく必要があるかなと考えております。

○議長（榮 哲治君）

幸 一美君。

○10番（幸 一美君）

この給油事業所との契約内容というのはどういった内容でしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

災害があった際に、消防、警察、役場等、そういった組織を優先的に給油していただけるということで協定を結んでおります。

○議長（榮 哲治君）

幸 一美君。

○10番（幸 一美君）

当然、災害復旧のほうの車両が優先だと思いますけども、やはり町民の皆さんもいろいろな移動手段として燃料が欲しいわけであります。

そういうことで、町長、できれば町の所有する車両、または職員の車両、常に満タンにしておいていただくような要請というのは行政としてできないでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

役場においては、例えば、地震は別として、台風の際は事前に公用車の燃料は満タンにしておくようにという指示は出しております。

あと、個人の所有する車については特に指示は行っておりません。

○議長（榮 哲治君）

幸 一美君。

○10番（幸 一美君）

町有車両とともに、一般町民が混乱を来さないためにも職員の車は自発的に満タンをしていただくように、ひとつ今後とも指導していただければありがたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

消火活動、けが人の救出についてであります。

本町は外界離島ということで、災害時の外部からの支援要請というのは困難を来します。そういったことで、大規模災害が起きた場合に、消火活動、人命救助という問題で対応が可能かどうか、その辺が非常に心配されます。

ということで、現状の体制においてどの程度まで把握できているのか、それをお聞きしております。

○議長（榮 哲治君）

喜界消防分署長、徹島一秀君。

○喜界分署長（徹島一秀君）

ただいまの幸議員の消火活動、けが人の救出についての質問にお答えします。



質問にもありますように、喜界町は外界離島であり、大規模な自然災害等において島外からの早急な応援隊の要請は難しいと考えております。

そこで、喜界町におきましては、役場、あと、警察等の関係機関、あと、喜界消防分署職員、喜界町消防団、そして、各集落区長を中心に連携を図りながら、地域住民と一体となり、大規模な自然災害等に対処していきたいと考えています。

令和3年12月1日現在、消防職員15名、消防団員110名においては、毎年、定期的な防衛訓練や救急訓練等を実施し、不測の事態に対処できるように励んでいるところであります。

しかしながら、大規模災害等におきましては、これまでも経験があるのですが、救急救助要請が多数発生します。やっぱり地域の方々、そばにいる近隣住民等の協力なしでは対応できないかと考えています。

また、救助作業等に関しましても、倒壊家屋等のことも考え、消防署におきましては建設会社等とビル火災等消防救助業務応援協定を結んで、重機等、オペレーター等の提供をお願いし、これまでも何回か御協力をいただいているところであります。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

幸 一美君。

○10番（幸 一美君）

今お話のあったように、いろんな機関の要請を得ないと対応ができないと思います。

消防は本来は消火活動、人命救助になりますけども、消防団とかほかの機関の皆さんが消防の皆さんと一緒にできるかどうかという問題。消防団は火災のほうには消火活動はできますけど、ただ、いろんな人命救助、例えば、レスキューが必要な場合もあります。そういうことで、限られたレスキューの人数によって規模が増えた場合に対処ができるのかどうか、その辺が一番心配されるわけであります。

ですから、やはり事前にこういった役目分担というのをしっかりしていただいて、しかも、災害が広域に広がる場合は特にその対応が難しいと思います。ですので、その辺を踏まえて、今後そういった体制というのを整えていただければと思います。

災害の対応で一番求められるのは、やはり町民の生命財産を守ることであろうと思います。今後とも災害防止を含めて迅速に対応できる体制を構築されることを切に要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで幸 一美君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時30分

---

再開 午後 1時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

高齢者の健康増進社会参加活動促進についてほか3件、生島常範君の発言を許可します。

生島常範君。

[生島常範君登壇]

○3番（生島常範君）

町民の皆様、議場の皆様、うがみんせーら。お疲れさまです。無所属1期、2年目になりました生島常範です。

昨年、議会議員に押し上げていただきまして、隈崎町長並びに執行部の皆さんが共に同じ方向に向かって切磋琢磨しましょうということで、面倒な質問とか提案をさせてもらっていますけれども、情報を提供してもらったり資料を提供していただいています。ありがとうございます。そしてまた、議員の諸先輩方にも温かく見守っていただいています。感謝しております。こういった去年の初心を忘れずに、これからも町民と行政のパイプ役として、町民の声をこの議場を通して伝えていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

それでは、まず最初に、高齢者の健康増進と社会参加活動促進についてお伺ひします。

鹿児島県が推奨している、65歳以上の方を対象に、健康維持や介護予防、社会参加促進を目的にした高齢者元気度アップポイント事業というのがございます。この事業の対象となる活動というのは、まず一つ、健康増進活動、各種検診の受診、介護予防教室の認知症予防教室等への参加、各種コミュニティー活動、サロン、健康づくり、スポーツ活動です。そして、2番目として、社会参加活動、地域活性化の活動、具体的には交通安全指導とか地域パトロール、公園などの美化活動、各種ボランティア活動などです。ただですけれども。

この高齢者元気度アップポイント事業を、奄美群島の12市町村の中で唯一、我が喜界町だけが数年前から中止しております。

この活動には、個人向けとグループ向けを含め、多くの町民の方々が復活を望む声が多く聞かれます。参加内容によって1ポイント、2ポイント、そして最大50ポイントついて、年間最大5,000円という商品券に交換できる、そういった事業なんですけれども、こうした高齢者の方々が積極的におうちから出て、外で人々と触れ合いながら、自分の健康、介護予防、そしてひいては地域の活性化にも、そしてまた多世代による交流も狙える、そういったすばらしい事業だと思うんですけれども、こういった事業を再度実施する考えはないか伺ひたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

生島議員の高齢者の健康増進社会参加活動促進についてお答えいたします。

高齢者元気度アップポイント事業につきましては、平成25年度から開始された鹿児島県の基金事業で、高齢者の地域活動参加を促すことを目的に、65歳以上の方が活動に参加することによりポイントが付与され、商品券へ換券される事業でございます。

事業休止の理由につきましては、利用者はもともと社会参加をよくされている方がほとんどで、社会参加を促すことにはつながらなかったことや、中にはポイントをもらったらすぐに帰るなど不適切な利用が見られたこと、また、ポイントなどなくても活動するよという声などが上がり、一旦立ち止まり、実施について工夫や検証をしてみるということで、現在、事業を休止しております。

事業の再開につきましては、単に高齢者の健康づくりやボランティア活動というよりは、全ての年齢層を対象にした高齢者を支援する活動などを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

いろいろ課題があったということですが、その課題を今検証していると思います。そして、新たなまた修正を加える作業をしていると思いますけども、今おっしゃったみたいに、多世代の交流も含めた地域に波及するそういった活動を予定しているということですね。

では、具体的にいつから始めるとかそういった計画はあるんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

今のところ、いろんなメニューがありますので、その中から全世代に向けたというようなことも考えております。もうしばらく検討が必要だと思っておりますので、いつということはお約束できないということをお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

役場のほうでも最近P D C Aサイクル、つまり、計画、Plan、実践、Do、検証、Check、修正、ActというP D C Aサイクルという言葉をよく使っておりますけども、ぜひ、もう何度も申し上げますけども、もう皆さんも御存じのように、検証していただきたいと思います。今までの課題を、先ほど課長もおっしゃいました、ポイントの印鑑だけもらってすぐ帰っちゃうとか、もう固定化してしまっているとか、そういった課題があると。それでやめたということですが、どうしたらそれが防げるかちゃんと検証していただいて、修正していただく。もう結果次第です。結果がよくなかったら検証が足りなかったということになりますので、大人の社会はですね。結果からまずじっくり検証していただいて、修正を繰り返していただきたい、そう思っております。

じゃあ、2番目の質問に移りますけども、以前、関連しますけども、毎朝集落の砂浜の美化活動をしているというグループが、グループ向けの事業の申請で前回不承認になったという経緯があります。私自身はなぜかなと思いました。こうした行政に頼らないで自発的な地域活動、自分たちの住んでいるところ、特に砂浜、喜界町の財産になりますけど、自分たちの庭先ですから、そこを自分たちできれいにしようという自発的に立ち上がった高齢者の方々、4名ぐらいいらっしゃるらしいんですけども、その人たちがやった活動に対して、このグループの活動はポイント事業の趣旨にはそぐわないということで不承認になったということがあります。そのグループの方々、今もまだ毎朝活動しているということです。ですから、その浜に行きますと、私も行くんですけども、とてもきれいなんですね。ごみ一つ落ちていない。毎朝6時半ぐらいから拾っているということです。非常に尊いことでありがたいことだと思います。

もし、今後、今検討されているということですが、修正を加えた後の新しい事業を展開するとなったときには、そういった各地域で立ち上がった自発的な活動、そして、それをその方々がすることによって、周りの方々も一緒にするかもしれません。大きく波及する可能性があります。そういった尊い活動もぜひ加えるべきだと思うんですけども、認識はどうでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

議員がおっしゃるとおり、行政に頼らない自発的な地域活動こそ必要であり、価値があり、また、継続できる事業ではないかと、継続できる活動ではないかというふうに考えております。

この高齢者元気度アップポイント事業は基金事業ですので、当然、基金が減少すれば事業の縮小、廃止ということになってまいります。検証のために事業を休止した時点で活動の参加者が減少したという経緯もあることなどから、できるだけポイントに頼らない自発的な活動を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

まさにおっしゃるとおり、そういったポイントに頼らない、あったらありがたいけども別になくてもいいよという、なくても我々は好きでやっているんだからいいよという、これこそ本来あるべきと。そういった活動を育てる、そして、それに対して支援をする、そういった本来あるべき自助、共助、公助、これをぜひ喜界町でも進めていただきたいと思っております。

先日、新聞で見たんですけど、読書の広場欄で見た言葉を紹介します。

ある方がこんなことを言っていました。「高齢者になったらキョウヨウとキョウイクが必要だ」とあり、何の意味かなと思って読み進めてみますと、つまり、「キョウヨウ」とは「今日用」事がある、「キョウイク」は「今日行く」ところがあると。用事と行くところがある。ほとんどの方々がもう行くところがない人たち、一人暮らしだしもう行くとか面倒くさいんですけども、用事がある。美化作業に行かなくちゃ、海岸掃除だ、いきいきサロン等と、用事がある。行くところもある。そういう「今日用」をつくってあげる、「今日用」の場をつくってあげる、そういったことをぜひ一緒に考えていきたいと思っています。

私も地域に住んでいますので、毎月、いきいきサロンにできる限り参加しております。ボランティアで参加しております。楽しみにしている方がいっぱいいます。足がない方がいます。交通手段がない方もいます。それをどうするかということも一緒に民生委員の方と今考えてやっております。そういうところに用事をつくってあげる。行くところをつくってあげる。それを一緒に考えていきましょう。よろしく申し上げます。

続きまして、2番目の質問に移ります。

喜界町の町民憲章が目指す「美しい町」についてでございます。

喜界町は、2009年、平成21年に日本で最も美しい村連合に加盟しております。そして、今後は大地の公園と言われるジオパークの参加も目指しております。

一方で、足元には空き缶とかペットボトルのポイ捨て、不法投棄がまだ見られます。全然改善されないというところもあります。

そういった現状の中で、毎月の第3日曜日の家庭の日・ふるさと美化活動という日がございます。その日は町や学校、集落の行事も控えて、それこそ町を挙げて、美しい島、町を維持しようという、そういった美化活動に取り組む日でございます。呼びかけております。

その実施状況、及び、その日のために、ふだんは休みである日曜日の午前8時から12時までクリーンセンターを開けております。第3日曜日だけですね。その利用状況といいますか、持込みの状況などをちょっと教えてください。お伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

お答えをいたします。

実施状況については把握しておりませんが、同日におけるクリーンセンター、7月の第3日曜日のボランティアの日なんですけども、この日の持込み分は480キロほどございました。その他の月については、第3日曜日についてのボランティアでの袋の持込みは確認できませんでした。

どういうふうにして申し込んでいるのか確認もしてみたんですけども、ボランティアでの持込みはゼロということでした。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

お伺いします。私が聞いて回ったところは多数の集落で毎月実施しているということなんですけども、実施状況というのはどちらの課のほうで把握しているのでしょうか。お伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

お答えをいたします。

町民税務課のほうで呼びかけているのは、年に1回、7月の第3日曜日に全島一斉美化作業ということで、区長会とともに共催という形で行っております。

第3日曜日のほうですけども、集落によっても違うんじゃないかと。子供会でやっているところもあれば区長会でやっているのか集落でやっているのかということなので、全体的なことについては、すみません、私のところでは把握はいたしておりません。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

それでは、2番目のほうにもありますけども、毎月第3日曜日の美化活動というのは以前は町の広報紙にも毎月のように載っていました。これは広報紙の「教育委員会のとびら」、今は

「教育委員会のまど」となっていますけども、そこに載っております、具体的な内容を私も控えてきましたけども、こんなことを書いています。

例えば、2011年、平成23年の第524号、2月号ですけども、教育委員会のとびら、「各地域ですがすがしい汗を。第3日曜日はふるさと美化活動。毎月第3日曜日はふるさと美化活動の日です。本町は平成21年10月に日本で最も美しい村連合に加盟しました。すばらしい地域資源の存続や美しい景観の保護などはもちろんのこと、温かい人情や地域文化の保存・継承も私たちの責務です。各種団体と連携を図り、町民挙げて美しいふるさとづくりに努めましょう」、こういった内容の広報活動をしているんです。令和になってからはまた見かけなくなりましたけども。

ですから、私はこの事業は「家庭の日・ふるさと美化活動」とあるので、教育委員会が指導しながら、あと、町民税務課とか総務課とか企画観光課とか連携しながらやっているのかと思ったんですけども、その辺のところはいかがなんでしょうか。お伺いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

所管については、現在、教育委員会ですけれども、以前は住民課のほうで所管して、それが教育委員会に移管されたということで、教育委員会のほうが呼びかけをしていたという経緯はあるかというふうに思っております。

2番の質問にお答えしていいですかね。

青少年育成の日、あるいは家庭の日等については、鹿児島県では昭和40年、1965年5月から毎月第3日曜日を家庭の日と定めております。また、昭和57年、1982年5月から第3土曜日を青少年の日と定めております。その後、青少年育成の日と家庭の日を連動させる形で、青少年育成県民会議が勤労生産活動や奉仕活動、あるいは文化活動や交流活動などの地域活動を実践することを提唱してきているというふうに認識をしております。

本町においては、青少年育成町民会議が毎月第3日曜日の家庭の日にふるさと美化活動の実施を提唱し、先ほどもありましたとおり、行政、教育委員会が中心となって推奨してきたという経緯がございます。

現在では、先ほども質問の中にもありましたけれども、集落単位、あるいは子供会活動として美化活動や奉仕活動などを行っておりますが、実施する週、期日、あるいは回数など、それぞれの集落とか団体によって異なっているやに聞いております。

また、現状については、先ほども御指摘もございましたので何らかの形で把握したいと考えておりますが、県全体の動きとしては、県子連がふるさと美化活動というのを提唱していることもありまして、集落単位でやっている部分と子供会活動でしている部分とが出てきているのかなあというふうに思っているところでございます。

こういった啓発活動についてはまた今後、広報紙のくらしのカレンダーに掲載していくことをまた考えていきたいと思っております。

ただ、無線等の放送については、先ほど申し上げたとおり、異なっている実態がございますので、混乱を招かないように、関係区長会をはじめとした関係団体と御意向なども聞きながら協議していきたいと考えているところです。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

今、教育長のお話では、提唱しているのは県の県子連、いわゆる子供会連合会ということですね。となりますと、喜界町においては教育委員会、生涯学習課となってきます。

本来ならば生涯学習課が主導して実施状況などもちゃんと調査していただければありがたいんですけど、それは今ないということですよ。町民税務課としては年に1回のふるさと美化活動、7月に行われる、あれだけは調査を取っているということですね。

そして、教育長の話で各単体に任せているようなことをおっしゃいましたけども、これは、教育長、ちょっと質問しますけども、昭和40年、53年と57年からと県を挙げて取り組もうという事業を、各地域の事情に合わせてというそういう理由じゃなくて、できればこのようにしてください、それに合わせてクリーンセンターもわざわざ開けているんですと。

そして学校も、例えば、喜界中学校の学校だよりを見てきました。毎月、行事予定表に第3日曜日は家庭の日・ふるさと美化活動と入れてあるんですよ。つまり、この日は部活動を入れないでくれということなんです。これによってスクールバスの運行にも影響してくるわけですね。子供たちは準備している。地域はしていない。別に自由だからいいよという、そういうのじゃなくて、子供たちのその活動を支援するのが地域ですから、できるだけというか、もう、この日に合わせてやってくださいということまで、強制はできませんけど要望はできると思います。いかがでしょうか。中学校はそういうふうに載せています。

小学校は、喜界小学校、早町小学校、現状、学校だよりを見ましたら載っていませんでした。しかし、子供会活動があるはずですよ。ですから、現場の子供会活動は混乱を来すんじゃないでしょうか。

例えば、第3日曜日に活動を組みたいんだけど地域がやっていない。中学校は休めるけど、じゃあ、小学校は休めないとか、いろんなことが出てきます。もうそんなことじゃなくて、第3日曜日、もう一度原点に戻って、第3日曜日、徹底しましょうよと。区長会にもお願いをしていただく。そういうことはできませんか。強制ではございません。要望です。いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

学校のほうとしては、学校だよりなどの掲載によって掲載、啓発いたしておりますし、今ありましたとおり、部活動についても第3日曜日については時間を遅らせるなど、スクールバスの運行も時間を遅らせるなどの対応をしております。

今、地域それぞれのことが出ましたけれども、当初、第3日曜日で呼びかけをして実施していたものが、地域の実情とか事情によって変わってきた部分もあるのかなと。これは推測でござ

ざいますけれども。また、先ほど申し上げたとおり、実態、意向等については何らかの形で把握していきたいと思っておりますが、そういうこともありますので、地域の、あるいはまた実施団体の事情等も把握して進めないといけないのかなど。

先ほど申し上げました一部の混乱を招かないようにというのはそういった意味でございまして、そういったのをして、また、統一して実施することが可能であれば検討していきたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

先ほど中学校のことしか言いませんでしたけども、小学生に至ってはスポーツ少年団の活動があるわけですよ。ひょっとしたら島外の予定を組むかもしれません。この地域の子供たちはできるけど、この地域の子供たちはできないとか、そんなふうになってくる可能性はあるんです。これは大きな問題になってきます。これは青少年健全育成の日という位置づけもあるわけですから、地域全体で子供たちを見守ろう、育てようというそういった活動なんですから、地域が応援するように要望するのが筋じゃないでしょうか。

私は、これは原点に立ち返って、もう一度ちゃんと広報活動、そして、できれば前日、もしくは2日前でもいいですけども、行政無線でも流すべきことだと思います。そうすることによって、意識の低い方々がいますので、どうでもいいやという方々がいるかもしれない。そういった方々の意識を高めるという一つの啓蒙活動になると思いますけども、ぜひそれを進めていくべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

先ほどもお答えしましたけれども、今現在、地域、あるいはまた団体によって実施が異なっているという、その背景にあるものが何なのかということをごちらのほうも把握しておりませんので、そういったところを把握して進めていかないと、先ほど議員も言っていたとおり、強制するものではありませんので、提唱していく、呼びかけていくということでございますので、実施団体のほうの事情も考慮しながら進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ぜひ原点に立ち返って検証してみてください。どうしてこういう結果になったか。結果からどうしてこうなったかということを検証していただいて、どこをどうしなきゃいけなかったかと、どこが弱かったのかということを検証していただければと思います。

そして、いろんな組織がありますよね。区長会もあります。あと、いろんな組織、団体の皆さんと会う機会があるわけですから、その場を借りて一言協力をお願いする、それだけでもいいんじゃないかと思っておりますけども、そんなことはなされていたかどうかということも含めて検証していただいて、結果が出るようにしていただければと思っております。よろしくお願



ます。

続きまして、3番目ですが、これは関連するんですけども、人間の心理としまして、草むら、草ぼうぼうになっているところにはごみを捨てたくなるような傾向があるようです。本当はいけないことなんですけども。

美しい村連合に入っている我が喜界町ですら草むらがあつて、その草むらを掃除すると、本当に無残な姿といたしますか、空き缶やペットボトル、いろんなごみが出てまいります。島内には農道脇、あと、畑、圃場の畦など、きれいに除草されていて、本当にポイ捨てもない地域もあります。左右の白線もガードレールもしっかり見える、そういったきれいなところもあります。

そういった農道脇や林道脇をきれいな状態に保つために、耕作者はもちろん、関係地区の団体への呼びかけなども強化していつまでも美しい景観を維持する、そういった啓蒙活動が必要だと思いますけども、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの生島議員の質問にお答えいたします。

農道や林道脇の草刈りなど清掃、環境整備については、町や水土里サークルなどにおいて整備を行っているところでございます。道路沿いの農地に関わる畦等につきましては、その耕作者であったり所有者が管理を行っていただくものだと考えております。

草刈りなどの整備がなされていない場所につきましては、議員御指摘のとおり、空き缶やごみのポイ捨てなどの温床となるばかりか、通行の安全面にも大きな影響を及ぼすといったところがございます。

これらの未然防止を図る観点や、また、今月12日から始まります製糖シーズンに向けて、農地の畦に関わる草刈りなどを含め、圃場の安全確認を行っていただくよう、現在、行政無線で呼びかけを行っているところでございます。

今後も引き続き、そういった対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

私も行政無線では聞きました。製糖期前なのでそういうことを一緒にしましょうという呼びかけは聞きました。

ただ、これも本来ならば日常的にそういった状態を保つのが理想でございます。私もここ二、三日、町民の方々から指摘がありまして、ふだんは通らない農道とかふだんは通らない町道とか見て回っています。そしたら、先ほども申し上げたように、路肩の白線が見えないところがあつて、その白線のまた隣にはよく見たらガードレールがある。ガードレールすらもう雑木の中に埋もれてしまっているという、そういう状態。中には、片側1車線ですけども、半分ぐらいいまで雑草が迫ってきている、そういったところも実はあります。

こういったところを、じゃあ、誰がということになるんですけども、いろいろ調べてみましたら、原則でいきますと、どこまでが公共物なので行政の登記ですね、境界、ここからは耕作地だと、所有者となっているみたいなんですけども、基本は自分のおうち、宅地と同じです。自分の家の中は自分たちでします。自助ですよ。その自助の枠を少しずつみんな広げています。例えば、周囲にある道路は私が造ったわけではございません。町が造ったわけだから、じゃあ、町が管理してくれとは言わないで、皆さん自助の枠を広げて道路脇の草を取ったり、掃き掃除をしたりしています。隣近所。そして、お互い「いつもありがとう」「お互いさま」と、そうやって言える関係が喜界島にはあるんですよ。風土があるんですよ。その自宅と同じですから、農地も、そこまで引用をしてもらうようなそういった広報活動、啓蒙活動を関係機関ですべきではないかと思っております。

つい先日ですけども、ある町民の方から、「あそこの地区へ行ってごらん。とても違うから。きれいだよ」と言ってきました。まさに、本当にきれいなんです。もう両脇の白線もきれいに見えるし、畦ものり面になっていますけど、そこもきれい。そこだけだろうと思って山のほうに向かう道、海のほうに向かう道も見ました。そこもきれいなんです。一人の方が一生懸命畦を草払い機で除草していました。ちょっと聞いてみましたら、お互いさまなんだと。つまり、自分の家の畦でススキを生やしてしまったら、そのススキは孢子というんですかね、それが隣の畑に飛んでいってしまったら、向こうもみんなが迷惑すると。だから、ススキなどは大きくならいうちに刈っておくと。それが自分のためにもなるし、周りのためにもなると。お互いさまなんだと。そういったことを言っていました。すばらしい風土だなと、美風だなと思いました。そういった地区もあるんです。そういったところには看板なんかありません。必要ないんです。もうできているから。

でも、そうではない地区もあるんですね。ジョギング、ウォーキングする人もいっぱいいるのに、ガードレールも見えない、白線も見えない、そういうところはあるんです。車も通れなきゃいけない。車も時々センター寄りに走ったりしますけども、そういったところ。

私は農道の管理者として頻繁にといいますか、タイムリーにチェックをするということが必要ではないかと思っています。そういったチェックの作業は行われているのでしょうか。お伺いします。農道でしたら農道を見て回るとか、町道でしたら町道を見て回るという。現状を見て回る。そしてまた、関係機関に連携するというようなこと、そういったことをしているのでしょうか。

**○議長（榮 哲治君）**

農業振興課長、武藤裕和君。

**○農業振興課長（武藤裕和君）**

我々も、農業振興課のほうでわざわざ時期を決めて農道をパトロールするというふうなものは特には設けておりません。

ただ、先ほども言いましたとおり、農道については軽微な補修であったり、もちろん草刈り、清掃については水土里サークル、この水土里サークルもなかなか個人でできないところは地域の人で、皆さんでやりますよというのがそもそもの目的なので、特に災害の未然防止ということで、梅雨時期の前であったり台風シーズンの前にはそれぞれの地域で講習会を通じて点検を

していただくようにはお願いをしております。

もちろん、災害時期の前については、我々農業振興課のほうでもそういった危険箇所の整備、見回り、パトロールは行っております。

先ほども申し上げましたが、農地については個人でのお願いをするんですが、なかなか個人でできていないところについては水土里サークル、その地域にそういった活動組織がありますので、その中で、地域のことは地域でやっていただくというふうなお願いをさせていただいているところですよ。

町で担当するものについては、それでもなかなか対処できない大がかりな工事だとか、そういったところについては町のほうでやっていくというふうなことが基本的な考えだと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

そういう基本的な考えは全く同感でございます。

喜界島の美風と言いました。私も誇りに思っていることは、よく知っている島っちゃん同士、会いますと、「こんにちは」「おはよう」よりも「いつもありがとさま」「いつもうふくんでー」と、「いつもありがとうございます」「いや、おかげさま、お互いさまですよ」という言葉を使います。皆さん支え合っているわけですね。そういういい美風があるわけですね。

先ほど申し上げた例ですね。きれいにしているところはあるわけですよ。地区が。そういったところをまず見てもらうとか、ちょっと進んでいないところとか、そういった意識が低いところの地域の代表の方々に見てもらったりとか、それをするのも行政の仕事だと思っております。

つまり、いい風土、いい文化というのは広める、感染させるという、それは皆さんの喜界町の発展と皆さんの町民の福祉の向上のためにも行政のする仕事だと思っております。もちろん我々議員も、議会もそこに置きますけども、啓蒙ですよ、そういったことをしていきながら、自助、共助、公助、その自助をちゃんとしながら、その自助のまた善意の拡張、拡大。

先ほどおっしゃった水土里サークル、農地水土里ですね。あれは共助組織ですよ。国・県の予算がついているすばらしい組織だと思います。共助。助け合いましょうという。それも、本当はここまでなんだけども、この方はできないから、じゃあ、やってあげましょうという、これも善意の拡大ですよ。拡張ですよ。

公助のほうも、本当はここは水土里サークルなんだけども、個人なんだけども、ちょっとやってあげましょうと。みんなお互いありがとさま、お互いさまと、そうやって言える、そういったいい関係をつくっていくことが必要だと思っております。そのためにどうすればいいかということを考えていきたいと思います。そうしていけば、本当にある地域のようにすばらしい景観が年中維持できると私は思っていますけども、ぜひそんなことを一緒に考えていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

それで、実は、関連しまして、先週、私用で奄美のほうに行きました。時間があつたものから、笠利町の農道をちょっと見てきました。喜界町と似たような地形だったので、見てき

ました。ふだん通れないところなんですけども、そこで気づいたことがあります。

とてもきれいに出来ていました。きれいになっていました。そこで見かけたのは看板なんです。看板が多いんです。各交差点に看板がありまして、例えば、こんなふうに書いていました。犬山線1号線、または3号線。下のほうに写真があったりして、節田緑保全会とか、万屋農道4号線、万屋果報島の会とか。こんな看板があって、写真があったりしてきれいな看板です。その上のほうに、喜界町にもありますけども、「不法投棄禁止。ごみを捨てた者は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処せられます。ごみなどが投棄された場合には、ごみの内容から投棄した者を調べ、その責任において処理していただきます。（奄美市）」、こういった看板が至るところにあるわけですよ。

不法投棄のこの行政分は喜界町でも見かけます。私が思ったのは、本当は要らないんです、ないほうがいいんですけども、景観もよくないから、こういった看板を立てて、ここはどこの地区がやっている。ここは湾地区の水土里サークルになるのか、それとも上嘉鉄なのか、川嶺なのか、分かってもらうためにもこの看板もひよっとしたら有効なのかなと思っております。これも関連ですので、検討していただけたらと思います。

そして、要は町民憲章が目指す美しい町をどう維持するか。日本で最も美しい村連合にも入っている、それを町民全員にもうちよっと周知して、そのために我々一人一人は何をすべきかということを考えて行動に移せる、そういったことを、第3日曜日の活動も含めてみんなで考えていただければと思っております。

それを踏まえまして4番目、最後の4番目の質問ですけども、笠利ではそういった行政型というか、もしくは農地水土里が立てたんでしょね、これ。節田緑保全会という、多分農地水土里サークルだと思いますので、しかもちゃんとお金をかけた立派な看板でした。

ですけども、町内にはユニークな看板があるよという町民からの声があって、私も見てきました。そしたら集落内の農道脇に、コンパネの板に、「たるか、たるよ」、誰なのというユニークな板を立ててあるから、これだと島外から来た方にも分からないから恥にならないと、こういった看板をあちこちに立てたほうがいいという町民の声があって見に行っただんですけども、これは当時の区長さんが自分で考えて立てたらしいです。大分時間がたっているみたいでして、もう字がすすけていました。そして、その区長さんにちょっと尋ねてみましたら、確かに私が作ったんですけども、区長時代に作ったと。効果はあったみたいだと。今、実はまたリニューアルしようと、今、新しいのを作っているということでした。

そんなことで、何度も言いますけども、こんな看板なんかいいわけですよ。なくてもきれいにできるようにするまでは、やっぱりこういった看板などで啓発、啓蒙、見える化する必要があるんだろうと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

御質問にお答えをいたします。

全国でユニークで効果のあるアイデアを探しているんですけども、どの地域も不法投棄には苦戦しております。

その中で、先ほど御紹介がありました伊砂集落の海側の道路には流行語を利用した看板とか、それから方言を利用した看板がございます。区長さんのほうにも聞いてみたんですけども、一定の効果はありますという話なんですけど、やっぱり草が生えるとまた投げ込まれてしまうので草刈りは欠かせないというようなことでありました。

その中で一番効果があるのは、神社の鳥居を模したごみ鳥居というのがあるんですが、本町ではテーブルバンタのほうに2基ほどあります。それはやっぱり心理的な効果があるようで、それについては確かに効果があるということで、今後検討してもいいのではないかというふうに思っております。

また、議員御提案のしまゆみたの看板ですね。非常にいいアイデアだと思いますので、それをまた検討しながら、区長会とか集落、水土里サークル、あるいは関係団体とも協力しながら、町民の意識づけを行っていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

#### ○3番（生島常範君）

ごみ鳥居、非常にユニークな取組で私もちょっと写真を見たんですけども、これは確かに効果がありそうだなという気がします。

そして、看板についてなんですけども、ぜひこれは水土里サークルも含めてちょっと検討していただければと思っています。でき得れば、郷土学習にもなります。例えば、今の小字名は全部漢字になっていますけども、もともと私たちが使っていた祖先から伝わってきた小字名があります。これを振り仮名に振ってもらおうとか。例えば、湾頭原線に南という畑がありますけども、これは我々は「みやみ」と言っていましたので、南というふうに書いてもらったら、上のほうに「みやみ」というこの地区の言葉で振り仮名をしてもらおうとか、そんなふうにしていただくとまさにユニークさがまた増すんじゃないかと思っています。ぜひ検討していただければと思っています。

そして、今、町民税務課長がおっしゃったように、看板を立てても草が生えるとまたちょっと効果が薄れるということもありました。ということで、やっぱり草むらをつくらないということが基本というか、一番の大事な取組かなということを思いました。そのために、やっぱり第3日曜日の美化活動とか、あと、各種団体に呼びかけて、自助、共助の枠をちょっと延長してもらおう、そんな活動を促すような啓蒙活動もしていただければと思っています。

以前、そんな話を質問しましたら、ある役場OBの方が、以前は私たち、土日によくあちこち行って空き缶拾いとかしていたよねとか、今はしているのかなと言われて、あんたたち議員はしているのかなと言われて、私もちょっと反省をしたところです。

ですから、そういう自助、共助、公助を推し進める立場にいる私たちですので、まず自分たちが、まず隗より始めますか。自分たちからできることをやっていく。自分の、例えば、役場の中はもちろんですけど、役場の周辺までちょっと目を向けてもらって、草むらはないかなと、やぶはないかなと目を向けてもらって、自助、共助のこの善意を一生懸命広げていくようなそういった動きになってくれたら、日本で最も美しい村連合に加盟している村にふさわしい町になるんじゃないかと思っています。

皆さん御存じのように、日本で最も美しい村連合というのは2005年に7町村でスタートしたらしいんですけども、今61の町村と地区が加盟しているそうです。そして、九州沖縄ブロックには9町村ありまして、鹿児島県内では何と喜界町だけなんです。これを、まず、私も知ってびっくりしたんですけども、そうだったんだと、勉強不足でした。そういったことをもう少し町民にも知ってもらおうようにしたらどうかかなと思っております。

最近、喜界町企画観光課がこんなすばらしいパンフレットを作っています。そして、毎回載っていますけど、この上にロゴが載っています。喜界島観光物産協会のパンフレットには載っていないんですけども、ぜひ各団体というか、広報物にはこういったロゴを載せるようにしたらどうかかなと思っています。

そして、一つ要望なんですけども、このロゴは全部英語で書いてあるんです。日本で最も美しい村連合なんですけども、なぜか英語で書いてある。これも含めて、日本語に直してもいいんじゃないかと思っております。町内にある看板には英語と日本語で書いています。日本語が少し小さいような気がします。ホームページではほかの町村の看板を見てみましたら、日本語で大きく書いてあるところはある。英語で小っちゃく書いているところもあります。喜界町も幾つか看板も見ましたが、大分もう傷んでいたり字が薄くなっていますので、今度リニューアルするときには町民にも分かるように、日本語で大きく書いていただければと思っています。これは要望でございます。

そして、ごみの問題はもう、古くて新しい問題です。ある方は、もう島っちゅは駄目だ、個人のモラルの問題だと。家庭の問題だと。40年前から学校でちゃんと教えているのに、その子供たちは大人になっているのにまだ捨てる。もう駄目だと。もうさじを投げています。シンガポールみたいに罰金制にしろと、それしかないという方もいます。パトロールの方にパトロールしてもらって現行犯で、そういうことをしなきゃ駄目だと、そういうことも言います。罰金制にしろと言う方もいますけども、私はちょっとそこまではする必要はないんだろうと思っています。その前にやるべきことはあるんじゃないかと思っております。ですから、もう何度も言いますが、P D C A、計画、実行、そして検証です。40年間もやっているのに何でこうなのかということ各課で、各人で、各団体に検証して修正をするという、そういった作業をしていただければと思っています。

それでは、最後の問題に移ります。

今、午後3時。間もなくですけども、午後3時になると町民歌が流れます。喜界高校の吹奏楽部の演奏、そして、町内の子供たちによる町民歌の合唱でございます。もう何年も聞いています。とても心地よく、歌えるようになります。

こういうふうに、喜界島には町民歌以外にも島唄や島内の幼、小、中、校の校歌とか、あと、懐かしい新民謡とか、いろいろな音楽文化があります。そういった音楽文化を島の子供たち、そして大人たちに、日頃から喜界島の音文化を届けるということ、そういうことは、私たち喜界町が目指す、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ教育の実践だけでなく、町民全員にも島の文化を見直すいい機会になると思っています。

また、さらには、来島者にはまた個性豊かな島の文化を聞いていただく。紹介できる。まさに三方よしのアイデアだと思っております。

昨年でしたけども、南日本新聞に、屋久島町の事例ですけども、夕焼け小焼けに代わって地元の民謡を行政無線で流したという記事がありました。これは、屋久島に伝わる古い民謡を地元の高校生がそれを広めたい、最近聞かなくなったから広めようよということで、時報の音楽にしてもらおうことを思いついて、吹奏楽部にいた方ですから、町へ提案して実現したと。そして、自分も吹奏楽部に入っているもので、演奏してそれを流してもらったということを知りました。

喜界町も、先ほど申し上げたように、午後3時の音楽は町民歌でございます。愛着が湧いてきます。口ずさむことができるようになりました。

島唄、八月踊り、新民謡、あと、島内各学校の校歌などを時を告げる音楽に取り入れて、定期的に更新して放送してはどうかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの生島議員の御質問にお答えしたいと思います。

本町の防災行政無線でいわゆる時を告げる音楽についてでございますが、現在の防災行政無線では、10時、それから12時、午後3時と午後5時にチャイムの音楽放送を流しているところでございます。また、子供たちの長期休み期間は帰宅放送も行っておりまして、選曲についてはいわゆる一般的な、公共的に流すジャンルの代表的なものを選択しているわけでございますが、御案内のように、午後3時に流れています町民歌につきましては、過去にいろんな御意見をいただきまして、より聞きやすいように子供たちの歌声に変えた経緯もございます。

議員のおっしゃる御意見も理解できますが、町民の皆さんの中には、永年慣れ親しんだものといった印象を持つ方もいらっしゃるでしょうし、例えば、時間帯によっては行動を促す効果といった側面もあるのではないかと認識しているところでございます。

議員が常々おっしゃっておられる島の文化への取組といった観点から教育委員会でも方策を探っている状況ですので、その方向性が固まれば、それを後押しする手段の一つとして防災行政無線を活用することは可能ではないかと思っているところでございます。

また、一つ知っていただきたいのは、本来、この防災行政無線というのは、電波法で、本来は歌はといたしますか、音楽は実際は流せないんですが、これは現在なぜ流しているかといいますと、外につけてあるスピーカーですよ。あのスピーカーのチェックをするという意味で定時に流して、要するに壊れてないか。あれは緊急時に流す外部の放送ですので、そのチェックも兼ねて、そういったようなチャイム放送を流していたのが経緯でございます。その中でいろいろ各自治体で工夫をして、そういった音楽、夕方ですと、今言う夕焼け小焼けとか、そして、言いましたように民謡を取り入れるとか、それも時間的にあまりワンコーラスとかいうと、また近隣の方がうるさいということで苦情が出ますので、そういった趣旨を踏まえてその地域の方は我慢していただくとか、そういったようなチェック体制も兼ね備えているということを念頭に置いて、それをうまく利用して、今言われたような各島々のこういった文化を伝えるために、知っていただくために利用するのは本当にいいことではないかと思っておりますので、ま

ずは教育委員会あたりとそういった連携を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

行政無線である前に防災無線でもあるということで、その趣旨は十分に理解しております。

以前は喜界島出身の方が歌っている喜界島歌謡といますかね、新しい歌ですね、そういった曲も30秒か1分間ぐらいですかね、短いワンフレーズを流していたことがあると思います。たしか10時か12時だったですかね。その検証もぜひしていただいて、なぜいつの間になくなったのか、また元へ戻したのか、その辺はどうでしょうか。通告書にはないんですけども、以前、防災無線に時を告げる音楽として島出身の歌手の方の音楽を流していましたよね。歌詞つきで。あれはやっぱり同じようにテストという位置づけでオーケーだったんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

詳しいことはここで申し上げられないんですが、確信がありませんので。今言いましたように、無線で流すときにはいろんな、電波法とか、それから、作った人の……。

[「著作権」と呼ぶ者あり]

○町長（隈崎悦男君）

そういったものがいろいろ絡んできますので、そういったものも含めて、今回のといいますか、こういったチャイムはオーケーになっているのではないかというふうには聞いております。要するに、試験放送をやっているという捉え方ですね。

いや、できないと言っているんじゃないんです。そういうことも踏まえてやっていかなきゃいけないかなというふうに考えているわけです。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

この分野、ぜひ検討していただければと思っています。

といいますのは、今、喜界町が目指している教育は、グローバル人材の育成でございます。町長の選挙公約の中にも3番目に教育の推進と生涯学習のまちづくりということで、次代を担う子供たちのやる気に満ちたグローバル人材の育成という言葉を使っております。グローバル。グローバルとローカルを組み合わせた造語なんですけども、そして、今手元にある喜界町の人口ビジョン、喜界町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを見ていまして、「地球規模の視点で考え、地域の特色や特性を把握して地域視点で行動するグローバルかつローカル（グローバル）な人材を確保・育成していく必要がある」と、そんなことを明記しているわけですね。ですから、もう、喜界町は今やもうグローバル人材を育成しようという、そういった方向を明確に打ち出しているわけでございます。

我々の小学校、中学校、高校時代は違いました。グローバル教育でした。島のことよりも、



鹿児島のことよりも、日本、世界のことを学ぶ、そういった教育を受けてきました。今はもう方向転換しております、もう皆さん御存じのように、今や小学校、中学校、高校でも喜界学とか、総合学習の時間で、喜界島足元の文化や伝統などを、いろいろ自分たちで課題を見つけて調べて報告するという、そういった活動も勉強もしております。

そういった時代に、もし可能であれば、今10時に流している音楽は「恋は水色」という非常に有名な、1967年に発表したフランスのポップスなんですね。12時は「釣鐘草」、スコットランドの民謡なんです。これも非常に有名なスコットランドの民謡です。3時が町民歌。5時の音楽はチェコのドヴォルザーク、有名な作曲家、交響曲の「新世界」という、また有名な曲の第2楽章の旋律なんですね。「遠き山に日は落ちて」という。「家路へ」という別名もありますけども。夕方6時は「赤とんぼ」。これは日本の山田耕筰の作曲と。こんなふうには、町民歌を除けばある意味グローバル教育なんですよ。ですから、先ほど申し上げたように、今グローバルとローカルを両方やろうとしている時代なんですから、もうグローバルなことは学校で十分にやっています。しかも、また学校の中でも、今、ローカルの勉強もさせようということでは一生懸命取り組んでいる時代なんですよ。その時代において、喜界町ももう少しローカル色を出してもいいんじゃないかと。そして、子供のときに聞いた音楽というのはずっと残りますから、どこへ行っても。帰ってきててもですね。そういった文化のシャワーといいますかね、それを浴びせて大きく世界にも羽ばたくような人材をつくる。そしてまた、喜界島にも貢献できる、そういった人材をつくる。そういった観点からも、社会教育といいますか、その観点からも、この時を告げる音楽というのは一つのチャンスじゃないかと私は思っています。毎日流せる。30秒でもいい。1分間でもいい。ぜひ前向きに検討する価値があると思います。と思いますけれども、いかがでしょうか。教育長。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

後ほどの伝統文化の継承ともまた関連してくる内容になるかなとも思いますけれども、学校では島の伝統文化、島唄であったりしまゆみたであったりはかなり子供たちに、先ほど文化のシャワーという言葉がございましたけれども、まさにそういう活動を取り入れております。具体例を挙げますと、給食の時間はある学校ではもう毎日、別の学校でも2日に1回、1日おきに島唄を流しております。給食時間ですね。それから、月1回の音楽集会というのがありますけれども、そこでも島唄を子供たちが歌ったりという活動も取り入れておりますし、あるいはまた別の小学校では毎朝、子供たちが地域の方々から教えてもらったしまゆみたで校内放送をするという活動を取り入れております。

だから、以前にも少し申し上げましたけれども、早町小学校は2年間、そういった研究指定を受けて取り組んできましたけれども、やっぱり学校内の活動、取組ではある種の限界があるんじゃないかという課題も出ております。そういったところで、日常的に子供たちがしまゆみたを使ったり、島唄に触れたりというのをどう取り組んでいくかという課題はあるかと思っております。

ですから、そういった課題解決のための一環として、時を告げる音楽についてはまた総務課

とも連携しながら、私たちのほうはそういう活用、継承という観点になると思いますけど、そういった観点からまた総合的に、まさに系統的に検討していかなきゃいけないかなと思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ぜひ検証、そして検討していただければと思っています。

関連しまして、もう一つありました。すみません。最後の質問に移らせていただきます。若干関連しますけども。

今ありましたように、喜界町の中では、島内、学校の中でもう既に、しまゆみたや八月踊りの継承活動、練習会などをしております。

実は私も先月でしたか、幼稚園の家庭教育学級、そして年長組さんも含めた家庭教育学級、そして、喜界小学校5年生に島言葉の紹介、3年生には島唄と八月踊りの紹介、いろんな島唄がありますよと。さっき教育長がおっしゃったみたいに、もう毎日、水曜日聞いていますので、でも、島唄は一つじゃないんですよと、いろんな島唄があるんですよということで、島内に伝わっているいろんな唄も聞かせたいということで、そこに行って紹介したりとか、また、喜界高校の1年生に対しても50分ぐらいの紹介をしてきました。それぐらい学校は、今やもう、我々の子供の頃では信じられないぐらいの転換をしているんですね。グローバル教育と同時にローカルもしていく。まさにグローバル教育をしていると分かりました。

ただ、教育長がおっしゃったみたいにいろいろ課題があると思います。その課題の一つが地域の取組だと思えます。

学校では聞いたんだけど家庭、地域に帰ったら全然それは聞けなくなつたとかね。そういうのがあるみたいですので、それが課題かなと。じゃあ、どうすればいいかなということで、最後の質問に移ります。

しまゆみた、島の言葉と八月踊りの継承についてなんですけども、これはもう古くて新しい問題です。

沖縄県と沖永良部島が島言葉意識調査というのを実施しました。その結果がホームページにも載っていますけども、沖縄県では令和元年度の資料によると82.2%、平成30年も81%、令和2年度は80%、ほぼ横ばい状態なんですけども、その8割以上の県民が子供たちに島言葉を使ってほしいという回答があったと。沖永良部に至っては89%の人が次世代に島言葉を継承したいと回答している。

何度も言いますように、本町の子供たちや学校の関心も高い。こういう実情の中でお尋ねします。

しまゆみた同様、八月踊りも含め、伝統文化は家庭や集落単位で継承する機運を高め、行政が支援する形が理想的です。そのためにも、沖縄県や沖永良部同様、アンケートなどを実施することによって町民の意識の高まりが期待できると思うし、また、地域での活動が活発になると期待できます。

本町でもこういった取組が必要だと思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

これまでもしまゆみた、あるいはまた島唄、八月踊りなどの伝統文化の継承の必要性、あるいはまた在り方などについては議論がされてきたとおりでございます。

その際も申し上げましたが、先ほど紹介があったアンケート結果同様、伝統文化継承の重要性というのは私どもも認識をしているところでございます。

本町の教育行政の施策にも、豊かな文化、伝統の継承を提唱しております。学校をはじめとして幾つかの取組をしているところでございますが、具体的には先ほど申し上げたのが一例でございますけれども、取組などを行っております。

しかしながら、ありましたけれども、現実的にはしまゆみた、あるいはまた島唄、八月踊りなどのこういった伝統文化は徐々に衰退傾向が見られるということで、将来的に消滅の危機があるということなども言われたりしておりますけれども、沖縄県、あるいはまた、私のほうも沖永良部でのアンケート調査項目等も入手しておりますけれども、その詳しい結果であったり、あるいは活用方法なども参考にしながら、本町での意識調査、あるいは実態調査について、社会教育委員の会などと協議しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

沖縄県や沖永良部のアンケートの内容はもう入手されているということですので、例えば、沖縄県はこんな感じを出して、パンフレットを作っております。

その中に調査の目的が書いてありました。目的は、島言葉は、地域の伝統行事等で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居などといった沖縄文化の基層となる言葉である。ですから、総括として、島言葉が失われると県民の郷土愛も失われ、沖縄文化の衰退へとつながるものと危惧されると。そういった危機感を持った上でこんなアンケート調査をしてこんなパンフレットを作っているわけですね。

さて、翻ってみますと、我々喜界町も奄美も、喜界島の子供たちは一生懸命島唄を練習して、全国大会に出る子供たちがいます。各界で活躍していますけれども。その島唄を継承している子供たちがいるわけですから、島言葉がなくなってしまうと、もうしまゆみたができない、島言葉が分からないのに島唄が歌えるという、そういったお客さんみたいなそういったようになってくるわけですね。そうなってくると、本人もやっぱり不安になると。ですから、何名かいますけれども、小さいときから島唄を勉強してきた、島言葉ができない、でも、これから新しく島言葉を勉強したい、喜界島の民謡を習いたいという、そういった方々もいます。そういったふうな子供たち、もしくは青年もいるわけですから、そういった人たちのためにも、しっかり我々地域では社会教育でもって残そうという意識を高める必要があると思います。

そのためには、前回も申し上げましたが、今は質問しませんけれども、各地域ごとに個性豊かな文化が残っているわけですから、地域に町文化協会の支部みたいな地区文化協会はでき

ませんかということをお私提案しました。今検討していると思いますので次回にまた伺いますけれども、地区文化協会をつくるとか、あと、そういった仕組みを考えていただけたらと思っております。

そういうことをしながら、自分は何者なんだという、ちゃんとどこへ行っても紹介できる、そういった喜界島の人材を育てていければと思っております。

そこで質問ですけども、町長の選挙公約の中にも、先ほども申し上げましたように、社会教育においては文化財の発掘、管理、活用や島唄、八月踊り、方言の保存など、島特有の文化継承に努めますというふうに明記してあって、島っちゅの魂を持つリーダーに私たち心強く思った町民が多いんですけども、町長、この問題、町長としてはどのようにお考えでしょうか。ぜひ残したいと思っておりますけど、町長の声からも一言お願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

そうですね。選挙公約の中にも島唄とかそういったものをぜひ残していきたいというのは、これは、正直申しまして生島議員をイメージしていたその言葉でございます。議員が常日頃からこういった太鼓、チヂンを持ち運んで、それから三味線も弾きながら、昔からこういった八月踊りとかそういった保存会を立ち上げていると。ぜひそれはまた継承していただきたいと。また、それに対して私も、教育委員会を通じてそういったものにぜひ力を入れたいというふうに思ってそれを述べておまして、また、今後もそれに向かって行動していきたいとは思っております。

議員をイメージしてあのかのときの言葉でございますので、よろしく申し上げます。続けていただければと思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

恐縮でございます。私は多くの町民の方々の声に押されてこんな活動をしております。

私も実は唄が上手で踊りが上手なわけじゃないんですね。本当は私は言葉だけを勉強したかったんですけども、唄を、踊りを残したいという方々がいて、そのうち、じゃあ、お手伝いしましょうかということで世話人をやっているだけなんですけども、30年近くやっていますのでもう覚えてしまいましたけど。

でも、やっているうちにやっぱり島っちゅの誇りを感じるようになりますね。自分で歌って踊れるという。ですから、先日、喜界高校でもお話ししたんですけども、今、高校生が踊りを練習していますけども、ぜひ唄も練習して、歌いながら踊りをする、そこまで目指したらもっとかっこいいですよ。AKBみたいにかっこいいですよという話を前したことがあります。

そこでちょっと参考までに、町民の声を御紹介します。

以前、喜界島に赴任していたお母様と知り合いまして、こんなことを言いました。せっかく縁があってこの喜界島に来たわけですから。自然だけでなく、豊かな文化、個性的な文化がある。言葉が違う。だから、自分の子供には、当時は学校で英語を教える時代でなかったんですけど

も、英語を教えるよりも島言葉を教えてほしいと。実際、校長先生にお願いしたらしいんですね。そしたら、学校側がそんなことできないと。誰も教えることはできないと。時間もないと言われたらしいんです。そういったことがあります。

そして、喜界高校の43名の方々にアンケートを取りました。40名が協力してくれました。そしたら、しまゆみたをもっと話せるようになりたいかというアンケートに対して、40名中28名がやりたいという回答でした。半数以上ですね。そして、その理由で最も多いのが、これがうれしかったですね。祖父母と楽しく話したい。これは28名中13名です。その他、島にしかない言葉だから、これがないと島が欠けたような気持ちになるからとか、こういった思いを持っているわけです。高校生がですね。じゃあ、残すためにどうすればいいかと尋ねたら、回答としては、若者を中心としてしまゆみた教室を開いてほしい、あと、高齢者と触れ合う時間を増やしてほしい、各集落で月1度、子供と高齢者の話す機会をつくってほしい、そんなことがありました。

そして、去る先月の22日の高校の中での島への提言という発表会がありまして、その中で、72%の喜高生が伝統行事に参加したいと答えていました。参加しない、できない理由は何かという答えに対しては、いっぱいあるんですけど、その中で気になったのが、同年代の子供がいない。これは地域によります。あと、日にちを知らないとかありましたけども、そんなことがありましたので、この辺ももう少し地域のほうでもっと子供たちに、子供会とか高校生にも声かけをして参加を促す、彼らの出番をつくってあげる、そんなことも必要じゃないかと。そんなことができる自助組織といいますかね、そんなのがつくれるような文化も形成する必要があるんじゃないかと思っております。

そして、あるグループの提言ですけども、島の文化を残すための提言は、方言かるたを作ろうとしていると。今作っているところです。町の企画観光課にも相談して、よろこびとのマークを入れた、今、方言かるたを作っていると言っていました。非常にすばらしいですね、思ったことを、課題を見つけて、それを調べて、どういったことができるという提言をしているんですけども、これがまた12月に発表があるそうなんですけども、ぜひそういった高校生の提言なども多くの町民に知ってほしいなと思っております。

そんなことで、何度も申し上げますけども、今や学校関係、行政の報告書にも出ている計画、実践、検証、修正、PDCAですね。この体制を確立して、どうしたらいい結果が出るか、どこがまずかったのか、一緒に連携して検証して修正していければと思っております。

長くなりました。これで私の質問を終わります。うふくんで一た。

○議長（榮 哲治君）

これで生島常範君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時45分

# 令和 3 年第 4 回喜界町議会定例会

令和 3 年 12 月 3 日

(第 2 日)

令和3年第4回喜界町議会定例会

令和3年12月3日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

通告順

1. 良岡理一郎君

【軽石の被害と対策について】

【新型コロナウイルス対策について】

【シカの被害と対策について】

【津波対策について】

2. 米田信也君

【軽石問題について】

【スズメバチ調査について】

3. 野間弘也君

【ICT（情報通信技術）活用に向けた取り組みについて】

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
7番	野間弘也君	8番	良岡理一郎君
9番	河上弘仁君	10番	幸一美君
11番	生駒弘君	12番	安田英次郎君
13番	榮哲治君		

1. 欠席議員（1名）

6番 榮優太君

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	徹島一秀君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君



△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△ 日程第1 一般質問

○議長（榮 哲治君）

日程第1、一般質問を行います。

軽石の被害と対策についてほか3件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○8番（良岡理一郎君）

皆さん、おはようございます。日本共産党の良岡理一郎でございます。

新型コロナウイルス感染症は、本町の警戒レベル2まで下がっており、落ち着いてきているところではあります。

しかし、ここに来まして、町民の暮らしと命を脅かす重大な二つの問題が起きてきております。

その一つは、この10月から、軽石による大きな被害が発生をしております。

もう一つは、鎮静化すると思われていた新型コロナが、南アフリカ共和国で新型コロナウイルスの変異株でありますオミクロン株が確認をされ、猛烈なスピードで世界中に感染を拡大してきております。日本国内でもここ数日2件のオミクロン株が確認されております。

今、本町におきましても、町民の暮らしと命を守るために全力を挙げて、長期的な視点も維持しつつ、早急な軽石の対策、そして、第6波が起きる前に新型コロナ変異株でありますオミクロン対策が求められていると、こういう状況にあらうかと思えます。

それでは、早速ですが、一般質問の通告書に沿いまして、質問をいたします。

まず、質問事項の1、軽石の被害と対策についてであります。

8月に小笠原諸島の海底火山噴火によって発生しました軽石が、10月10日以降、喜界島に漂流、漂着、堆積、海岸によっては積み重なっておりますので、堆積という表現を使わせてもらいますが、そうした状態が今、続いておりまして、町民の生活や漁業に深刻な被害をもたらしております。

幾つか伺います。

質問要旨1、この漂流、堆積しました軽石や、フェリーが入ります港湾、そして漁港、そして入江内。また、喜界島の周辺にも漂流している軽石が相当あるというお話も伺っているわけですが、この軽石の回収、除去が喫緊の課題となっております。

ボランティアの皆さんの協力をいただきながら、少なくないエリアで回収作業が進んでいるようですが、回収後も風向き、潮の流れによっては、再度同じ場所に漂流、漂着するという事態も起きているわけでありまして。

小野津の海水浴場も、当初軽石があつて、そこはボランティアの皆さんが片付けたんだけど

も、その後また押し寄せて、元の状態に戻っているという報告をされております。

そこで、本町におきます被害の状況及び対策をどういうふうに行っているか、そして今後の見通しについて伺いたいと思います。

また、この軽石の回収、除去につきましては、本町だけではなく、国や県の応援も求められているわけでありまして、この辺はどのように検討されているかを併せて御説明いただきたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。

それでは、ただいまの良岡議員の軽石の被害状況と対策についての御質問にお答えしたいと思います。

今年度本町で軽石の漂着が確認されて以降、風向きや潮の流れの影響によりまして、全域に広がっている状況でございます。

まず、景観が損なわれていることと、それからサンゴ礁や磯の生物への影響が心配されております。

具体的な被害の状況につきましては、昨日の土岐議員の質問で、担当課長から答弁があったところではございますが、主に漁業や観光業の事業者の方々から漁船や漁具、それから養殖場のポンプ、マリンレジャーの営業への影響の報告を受けているところでございます。

その間、県や海上保安庁などとの情報共有を図りながら、町としての対応を検討をしてきたところでございます。

現在は環境省の海岸漂着物回収事業で、ゴルフ場下のリーフ、それから志戸桶天神、それから小野津、阿伝海岸など、場所と回収手段を選別しながら取り組んでいるところでございます。

何分にも、冒頭にも申し上げましたが、自然相手でございます。風向きや潮の流れによって日々状況が変わっております。回収に着手するタイミングも見計らいながら、そのほかの場所についても、順次進めてまいり所存でございます。

また、回収しました軽石の仮置場として、九州財務局鹿児島財務事務所名瀬出張所を通しまして、国の協力もいただいているところでございます。

国、県に対する全体的な要望として、奄美群島市町村長会、それから市町村議会議長会の連名で、軽石対策については、国、県が主体的に取り組むことや、それから事業者支援、復旧対策に対する財政措置など、それから軽石の成分分析と活用等の情報提供等も、具体的には要望を行っているところでございます。

その後の御質問の詳細な答弁につきましては、各担当課長から答弁させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

報道によりますと、政府は鹿児島県、沖縄県の軽石対策としまして、180億円を補正予算に計上していると聞き及んでおります。その内訳は、今町長からもありましたように、環境省79億円ですが、これは、海洋ごみ対策の補助金を出して自治体の軽石作業を支援する、環境省の対象は、港湾や漁港以外の海洋に漂着した軽石の回収処理とされております。

今、町長から具体的に幾つか、数か所ありましたが、そこは基本的にはこの部分に該当する施策だろうと思います。そして、国交省につきましては、60億円。これは、港湾の被害は、災害復旧事業を行うために、60億円の補正を計上したということです。そして、農水省が45億円。海岸管理者が行う関連事業の財政支援等が合わせて180億円ということで、これから配分だとか、使っていくことになるんだろうと思いますが、本町におきまして、この支援についての情報の提供の問題、具体的な財源の配分の問題等が進んでいるかどうかをお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

ただいまの御質問ですけれども、先ほどの町長の答弁でもございましたが、実際に今、国、県が主体的に動いている状況であると認識をしております。

先日も奄美市に環境副大臣が訪れて状況を確認しておりまして、そういった流れで、財源の確保ということも明確になってきているかと思えます。

今、議員がおっしゃった部門別の公金の状況については、具体的な情報はまだ下りてきておりません。情報が来次第こちらもしっかりと対応できる事業等に充てられるような対応を整えておきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

国も180億円を用意するというのでありますし、ぜひ有効に使って、早急に施策が取れるよう努力をお願いしたいと思います。

ここで議長の許可をお願いしたいと思います。執行部も海岸等の視察を行っておりますが、私も島の海岸はほとんど歩いてきました。ここに現物の軽石を持ってきております。御覧になっていると思うんですけども、その漁業に関わる影響との関係で、ちょっとこれを説明させていただきたいということでお願いします。

質問要旨の2番であります。漁業をやられている皆さんは、新型コロナによる需要の減少、そもそも魚の需要が町内の居酒屋等々の休業によって一気に低下していると。その中で単価も下がっているという状況にあったと伺っているわけですが、そういう状況の中で、今回は軽石の被害が起きたわけでありまして。

軽石が漂着した10月初旬以降、漁に出ようとしても出漁できない状況が続いた方もいらっしゃるということでもあります。クルーザーを持っております漁師の方に伺いましたら、この軽石は、海面に浮いているものだけではなく、少なくともその50センチから1メートル下に浮遊しているものもあるということでもあります。

漁業者の皆さんに起きている被害を幾つか紹介したいと思います。昨日の議論の中でも

ありましたけれども、この軽石がエンジン冷却用の吸水口からエンジンに入り、エンジンのオーバーヒートを起こすということが起きていると聞いております。

我々の軽石のイメージはいろいろあると思うんですけども、こういう大きな軽石から、中ぐらいのこのぐらいの、3分の1ぐらいの大きさが海岸線にいっぱいありますけれども、一番多いのは、粒状になった、ある意味パウダー状態と言ってもいいと思うのですが、これが海岸に打ち上げられたり、あるいは海面下にあるという状況になっているわけです。パウダー状になっている軽石を船が吸い込んでしまうことになりまして、これがオーバーヒートの原因になり、自力で動けないということになりまして、漁場からほかの同僚の船にお願いして曳航してくる事態も起きているということでもあります。

昨日のやり取りでは9件とお話がありましたが、私のは時期が早かったせいですがけれども、6件が自力走行できなくて曳航してもらったことを伺っております。

そしてまた、旧タイプの漁船には、この冷却のための吸水口フィルター機能の海水こし器、こす機械ですね、異物を取り入れない、これを取り付ける必要が出てきているということでもあります。

ここで、漁業の皆さんにこの軽石による被害とその内容を細かく伺っておりますので、紹介したいと思います。

特にこの軽石が問題でありますので、町長、御覧になっていると思うんですが……。

[「いきます」と呼ぶ者あり]

#### ○8番（良岡理一郎君）

いいですか。

ある漁業者の方が、11月1日に解禁されたばかりのソデイカ漁のため、午前3時に島の南側にある漁港を出て、2時間かけまして、早町沖が漁場になっているようですけれども、そこに到着しまして、そこで今のエンジンの中にこの粒状になったやつが入り込んで、オーバーヒートを起こすということになったようでもあります。

この漁場では、ソデイカ旗流し漁ということで、200メートルぐらいの棒を引っ張っていくようですけれども、やむを得ずエンジントラブルの関係で、それを切り離して放棄した上で、近くにいた漁船に曳航してもらいながら帰港したということでもあります。

その場合の被害額でありますけれども、ソデイカ旗流し漁に使う器具、先ほど漁具というお話もありましたが、これは一個当たり2万5,000円から3万円ぐらいするそうなんです。ですので、20本ですから、50万から60万円の被害がこの漁具だけで起きるということと、そして、当日予定しておりました水揚げが約20万ぐらいを予定したということでもありますから、合わせて70万から80万円ぐらいの被害を受けたということになるかと思えます。

そしてまた、オーバーヒートしましたエンジンにつきましては修理、これは取水口のメンテナンスだとか掃除だとかがあるわけですがけれども、これもケース・バイ・ケースではありますが、1回当たり10万から20万円ぐらいかかると伺っております。

また、主にこの旧タイプの漁船につきましては、取水口へ新たな海水こし器を取り付ける必要があるということではありますが、これも30万円ぐらいかかるという、かなり高額な費用を強いられている状況にあるわけでもあります。町としての支援も必要だと思いますが、いかがでし

ようか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

ただいまの良岡議員の、漁協に関する町の支援が必要かということだと受け取っておりますけれども、そちらにつきましては、昨日の土岐議員の質問の際にお答えいたしておりますけれども、例えば喜界町船舶事故修繕資金の貸付け制度、こちらの御利用をいただきたいという部分と、あと、昨日答弁の際申し上げていなかったんですけども、本町といたしましても、漁協の支援ということで、漁協の運営補助金というのもございます。なおかつ期限付ではございますけれども、町の水産業の活性化事業の補助金というのも300万円、多分郡島内でも喜界町が一番出しているのではないかと、手厚く支援をしているつもりでございますので、そういったやつを御活用いただければと思っております。

今、良岡議員御指摘のとおり修理費につきまして、高額の部分につきましては保険の対象になるけれども、ストレーナー、こし器の取付けぐらいというのは、今回の保険の対象にならないような話も出ておりますので、そういった状況も、また検討させていただいた上で、町も財政のほうとも協議をしながらどういった支援ができるのかというのを検討してまいりたいと考えております。

まずは、既存の補助金等の活用をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今、保険のお話が出ましたけども、漁協の場合、この漁船の被害に関わる保険については、この保険でカバーされるのはエンジンが完全に壊れた場合だけです。ですから、今回みたいな状況ですと保険は適用できません。そこで、みんな今困っているわけでありまして。

それと、漁業をやられている方たちが、今非常に手持ちの資金もなく、修理代等の支払いに苦慮している。修理代、お金が払えない、10万円、20万円のお金をすぐに用意できないと相当困っているということであって、その修理代を払うために危険を冒してまだ軽石がある中を出漁して、2回目のエンジントラブルで曳航されたという事例もあるようなんです。とにかく手元にお金がなくて困っているということと、あと、共済の問題がありますね、漁業に係る共済。一つはすぐに補償がされないという問題と、この漁業者への共済については、現在も非常に加入されている方が少ないということで、今回の被害に伴う収入の減少に伴う共済は、現実的にはなかなか機能してないという状況にもあると伺っております。

そして、今課長からもありましたけども、漁業の従事者の皆さんについては、先ほども同僚議員に伺いましたけども、Iターンで来て島で漁業をやろうということで、燃えて参加される方もいらっしゃるし、私がお話を伺った二、三人の方も、若い方たちが多いんですよ。30代前後から40代前半ぐらいまで。ですから、その漁業という、一つの島で生活をしていく上で大きな産業にもなりつつあるところでみんな困っているわけでありまして、全力を挙げて

支援をされるようお願いしたいと思います。

先ほどいろんな施策をおっしゃっていますけども、これも整理して、漁協と一緒にあって、漁民の皆さんにきちんと提案ができるように支援をお願いしたいということと、町独自の支援についても、ぜひ充実をしていただきたいということです。じゃあ、今、10万円の修理代を払うために、払わないと漁に出れないというときには、それなりのきちんとした手当てをするという努力もしていただきたいと思うわけです。これはこれ以上結構ですけども、今、そういう若い燃えている漁民の皆さんが非常に困っているということで、ぜひとも支援をお願いしたいと思います。

次に、質問要旨の3番であります。

電力の安定的な供給の問題です。

これは御存じのように、与論島ではタンカーが接岸できず、停電になるんじゃないかということで大分困ったことが話題になったわけではありますが、それを受けて本町はどうかということであります。

本町の火力発電につきましては、タンカーで運ぶ重油を燃料として、九州電力の発電機につきましては、大量の海水で冷却をしているということのようであります。そして、備蓄燃料は40日間、今は置いてあるということでもありますけども、今回の軽石との関係で見ますと、タンカーが安全に接岸できること、つまり軽石がない状態できちんと接岸できるという状態を確保しなくちゃいかんという問題。そして、発電機の中には、先ほど言いました粒状になった軽石が混ざらない、きれいな海水を取水することが求められているんだろうと思われませんが、安定して電力を供給するための対策を伺います。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

新喜界発電所の対応についてのお尋ねでございますが、まず、議員おっしゃいました与論町の状況、発電所の影響の情報を受けて、新喜界発電所にその段階で確認をしたところ、本町の施設では影響がないという旨の報告を受けております。具体的な対応について、実際に所長から聞き取り、それから我々も施設に入れてもらって、実際の設備を見させていただいておりますので、その情報をお伝えしたいと思います。

まず、燃料の供給方法についてですけども、与論やほかの島では、今おっしゃったように直接入港したタンカーからパイプラインという形で引き込んでいるということです。新喜界発電所は、今、議員もおっしゃいましたが、タンカーから陸揚げしたものを一旦タンクに補給をして、それから委託契約をしているタンクローリーで施設内に運ぶということになっております。万が一、供給がストップした場合でも、今40日というお話がありましたが、50日間は大丈夫だということを聞いております。

冷却の仕組みについてなんですけれども、議員がおっしゃるとおり海水を使用しております、取り込み口という海水を取り込む口の位置がほかの島よりも低い場所にあると。それから、与論などは直接、外海から取り込み口に向かっているようですけども、本町の場合は、内海、入江のような状態、それから、その地形を利用した形で、ためますのような、プールのような

ものを造ってありまして、そういった場所に設置をしております。また、取り込み口には厳重にネットを二重、三重に配置してありまして、取り込みの途中のパイプの中にも、そういったネットを設置してあるということでもあります。定期的に職員の方が見回りを行っており、今言う二重、三重の対策をしているということを確認しております。

御心配の軽石の影響によるリスクについては、極めて低い状況であるのではないかと認識をしております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

先ほど紹介しましたように、非常に小さい状態で軽石が水中にあると。そして、それが取水口から入っちゃうということになると、オーバーヒートを起こすことになるわけでありまして、私が調べたところ、一般的にはオイルフェンスをまず設ける。取水口の近くにオイルフェンスを設けて、そこからさらに、シルトフェンスという海中の縦長のフェンス、ここで言えば、この上のほうにオイルフェンスがあって、下数メートルでこのシルトフェンスを設けて防いでいるというやり方を取っているところもあるようです。

本町の九電がどういうふうな取り方をしているかは先ほどの課長の説明のとおりであろうと思いますが、いずれにしても、非常に細かな軽石が取り込まれますとオーバーヒートを起こしたり、電力供給に大きな影響があるという点では、相当な注意を払いながら、電力会社でも安定して供給できるように、ぜひともお願いしたいと思います。

次に進みたいと思いますが、質問事項の2番の新型コロナウイルス対策についてであります。

まず質問要旨の1、今回のオミクロン株の確認がされる中でも改めて強調されておりますのは、PCR検査問題であります。抗原検査ですと、少量のウイルスについては見逃してスルーされてしまうと、これが結構、今ヨーロッパ等々でも起きて問題になっているわけでありまして、オミクロン株との関係で言いましても、このPCR検査についてはしっかり拡充していくということが大事になってきているんだろうと思っております。

このPCR検査の①番のところですけども、現在徳洲会病院でこの検査機器が恐らく2セット、セットされているんじゃないかと思うんですけども、2セットがセットされていて、そこに医師の判断で行政検査をやる部分、それと病院でどうしても面会が必要だという方について有料で検査をして面会してもらおうと、こういう二つのケースは確認されているわけでありまして、町民がどうしても勤務先との関係だとか、諸事情で有料でもいいからPCR検査をしてほしいという場合は、どのようにすればいいか。そして、徳州会病院でそれをやらしてもらえないのかという点について、その進捗も含めて伺いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

新型コロナウイルス対策についてのPCR検査等の拡充についての御質問にお答えいたします。

まず、町内での行政検査外に有料でも検査を希望する場合の対応につきましては、議員おっ

しゃるとおり、島内医療機関でのPCR検査は、感染が疑われる方や濃厚接触者等に対して、保健所の判断において行われる行政検査、また、院内感染を防ぐために行われる検査が実施されているところでございます。

希望者へのPCR検査体制につきましては、現在、医療機関と協議を続けているところでございますが、人的資源が不足しているなどの理由から、体制は整っていないところでございます。引き続き、希望者が島内でPCR検査を受検できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

せっかくそういう設備も整っていて、人的な体制が取れないという理由であるようでありますけども、ぜひともできるような努力は引き続きお願いしたいと思います。

②でありますけども、効果的で効率的なPCR検査をするためには、喜界島に入り込む前に、ハブ空港の役割を果たしております奄美空港、そして鹿児島空港、船便で言えば鹿児島港での検査が有効であるというふうに考えられるわけですね。喜界島に入る前に奄美空港で検査をして、飛行機に乗って入ってくると、そしたらみんな安心なわけですよ。船についても同じことが言えます。それは喜界町だけでなく、徳之島、与論、永良部等々、奄美空港から飛行機が飛んでいる島々でも非常に安心して受けられると、こういうふうなことが考えられるわけですが、そこらのところについて関係団体等の協議をすべきだと思いますが、そういうふうなことは議論になりませんか。いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

喜界島入島前の空港、港でのPCR検査についてですが、島内にウイルスを持ち込まないためには該当者が出発前に検査をするのが有効だと考えており、感染拡大時には町のホームページ等で、来島者に対する検査実施への周知を図ったところでございます。

感染が拡大した8月から9月には、県の事業で、鹿児島空港や港から県内離島へ移動する方に対し、鹿児島中央駅及び鹿児島空港でPCR検査が実施されるとともに、航空会社による検査も行われ、感染拡大時の検査実施体制が整えられているところでございます。

また、新たに鹿児島市内や鹿児島空港において、県と民間の連携によるPCR検査センターが開設されており、現在、希望者は受検できるようになっております。

奄美空港での検査につきましても、県と民間でのPCR検査センターが開設ということで、これは要望をしていきたいと考えております。今後もPCR検査体制の拡充等、効果的な水際対策について、関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

これから、年末年始の帰省される皆さんとか、子供たちの冬休み期間あるいは春休みの間



に島を訪れる方たちも増加していくわけでありますから、安心して家族や友人らと過ごすためには、この検査は非常に大事だろうと思っております。

今課長が、紹介ありましたように、鹿児島空港では、到着ロビーにおいてPCR検査を県と民間とが連携しながら進めているということも先日報道されていますね。料金につきましても、唾液から取った場合は2,000円、そして、鼻腔から取った場合は7,900円、そして、抗原検査は2,100円。早い場合には30分での対応もできるということですので、島に入る前に鹿児島市内あるいは乗り継いで来る場合でも、そこで検査をして入ってくれば非常に安心ということと、今課長から提案があったのは非常に重要だと思うんですね。奄美空港でもそういうシステムが定着できれば、非常に安心です。ぜひともこれも実現に向けてお願いしたいと思えます。

では、次に進みたいと思えます。

質問要旨の(2)であります。

前回の議会でも大いに議論になったところではありますが、陽性が確認された方の隔離だとか治療、医療行為等々について、陽性が確認された方については、隔離をする順序は、まずは何をさておいて医療機関にきちんと入って療養していただくと。これは和歌山県が100%する思想でやっていますね。宿泊療養施設も使いません。これも予備的にしか考えない。まずは医療機関、これが大事だということと、その次の段階として宿泊療養施設ということであるわけでありまして、本町でも、10月の下旬に、集落の皆さんの理解もいただく中で、宿泊療養施設が確保できているということで、非常に町民にとって安心な材料だろうと思うわけであります。

そこで共通しておりますのは、様々なリスク、細かく触れませんが、それを考慮した場合、自宅での隔離はやめるべきだということが、県でも町でも、そういう基本的な認識に立っているかと思うんですけども、これからオミクロン株が急速に拡大するかもしれません。その場合もこういう対応を求められるわけでありまして、基本的なこの方針については変更ありませんね。これを踏襲していただくということでよろしいですね。答弁を求めます。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

軽症者、無自覚者の隔離場所につきましては、家族への感染リスクや症状の急変等が懸念されることから、自宅での隔離はできるだけ避けるべきだと考えております。

本町での感染者が確認された場合は、保健所の指示に従い行動することになりますが、軽症者、無症状者の隔離場所につきましては、議員からもありました、先月開始をいたしました宿泊療養施設を活用してまいりたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

医療施設だとか宿泊療養施設につきましては、本町も含めた奄美の移動圏、このエリアの中で基本的には対応していくということなのかと思います。場合によっては本土もあるかと思いますが、その際の島外への搬送方法は今、どうなっておりますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

感染者の搬送方法についてですが、現在、当該医療機関等への搬送手段は、自衛隊のヘリコプター、それから海上保安庁の航空機、鹿児島県の防災ヘリコプターが担っております。

搬送先につきましては、その時点での感染拡大状況、それから搬送先医療機関等の対応能力等によって判断されているということでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

やはり離島ですので、どうやって島外である医療機関に搬送するか。これは大きな問題、課題になってくるんだろうと思います。

先日の報道によりますと、鹿児島県知事は、保健医療供給体制確保計画を策定する方針で、奄美群島含む離島における宿泊療養施設や、島外への搬送手段などの確保に取り組むということで、大きな柱を立てております。ぜひ、これも有効に使いながら、町民が安心して、万がなくても島外への医療施設を使わなくちゃいけない、あるいは宿泊療養施設も決して数は多くありません、そこがあふれるときには島外へ行っていただくと、こういう点での搬送システムをぜひとも確実に作り上げておきたいと思いますが、具体的に今、県との関係で調整されている事項はありますか。県知事の方針との関係で。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

海を越えての搬送ということになることから、本町におきましては、天候等に影響されることも多々ございます。できるだけ迅速に搬送できるよう、新たな搬送方法がないかにつきましても、現在、関係機関と協議し、県へも要望しているところでございます。御理解願いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

新たな搬送方法、先ほどはいわゆるヘリを含めた空輸をするということですが、それ以外の搬送方法という意味ですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

先ほど議員からもございました、本町におきましての宿泊療養施設は6室しかございません。その軽症者、無症状者に対する搬送方法とか、そういうこともこれから感染拡大時には必要になってこようかと思っております。そういう方々へ、航空機やヘリコプターということだけで

はなく、その他、船舶等が利用できないかということも我々としては考えているところでございますが、それが可能なかどうかということは、今後県とか保健所とかいろんなところと協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひとも、安心して対応できるように、町民が安心してできるように御努力をお願いしたいと思います。

次に進みます。

質問要旨の3番であります。

3回目のワクチン接種、ブースター接種という言い方もありますが、その計画について伺いたしたいと思います。

ここはざっくり書いてありますので、もし細かな説明ができるのであれば、そこも含めてお願いしたいんですけども、なぜそのブースター接種が必要なのかという問題ですね。

対象者はどういう階層で、何名ぐらいいらっしゃるのか。開始時期だとか、あるいはそういう医療関係者を優先した接種は前回やっておりますけれども、今回どのような計画が、できているのであればそれも紹介いただきたいということ。そして、こちらの強い要望としましては、やはりこのオミクロン株は非常に感染のパワーがすごいと、デルタ株に比べて1.9倍ぐらいあるんじゃないかというのが言われておりますし、今、世界中の地図も一気に塗り替わっている。南アフリカ共和国で既にデルタから7割ぐらいがオミクロンに変わっているという報道も、昨日、今日されているわけでありますから、相当のスピードでオミクロンに置き換わる可能性があるということであります。

その点で有効なのはワクチンの接種というふうにも言われておりまして、この開始時期の問題。そして、先生方を中心とした教職員。新学期を間近に、年明けに控えます。その先生方については前回の第5波のときも、国も自治体に対して、感染が蔓延している地域については、自治体に対して、柔軟に、先生方についてはワクチン接種をするようにやってほしいと、こういう要請も出している経過があります。また、本町においても、優先的に教職員等の関係でやったほうがいいと思うんですよ。そこら辺はどうなのかを全体として答弁いただけますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種の必要性につきましては、高い発症予防効果がある一方、感染予防効果や重症化予防効果につきましても、時間の経過に伴い徐々に低下していくことが厚生労働省の審議会でも報告されております。

これを踏まえ、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、2回目の接種完了から原則8か月を経過した方に追加接種を実施することになっております。

3回目の接種の対象者についてですが、これは2回目接種終了者になります。医療従事者が

約125名、65歳以上の高齢者が約2,600名、18歳から65歳未満の方が約2,450名となっております。

接種計画につきましては、本町では12月の中旬に、医療従事者を実施予定です。高齢者施設等は2月になります。それから、65歳以上の高齢者は4月からということになり、その後8か月を経過した方を対象に順次進めていくということになっております。

それから、次に、教職員の方の優先接種についてですが、教職員を医療従事者等と同時に接種できないかということにつきましては、3回目のワクチン接種は、2回目の接種完了から原則8か月経過した方ということになっており、医療従事者の3回目の接種時期である12月では、基本的に教職員の接種時期は早いことになります。

また、6か月の特例接種につきましては、現在のところ限定されており、感染拡大防止を図る観点から、医療機関や高齢者施設等においてクラスターが発生した場合となっております。

しかしながら、今後、新たな変異株の感染拡大状況やワクチンの入荷状況等により、国の状況が変わる可能性もあります。国の動きを注視しながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

教職員の接種につきましては、1回目、2回目も、優先的な部分でやっておりますので、8か月経過後ということになりましても、一般よりは早くに接種ができるということになるかと思えます。

以上です。

#### ○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

#### ○8番（良岡理一郎君）

国の動向に左右される事業でありますね、ここの部分は。特に、昨日、今日あたりも、政府も、言葉は悪いんだけど、ぶれにぶれまくってて、8か月じゃなくて6か月は自治体の判断でやってもいいのだとか、あるいは全国知事会とか、日本医師会からの要望で、ワクチンをきちんと確保して、そして柔軟にという要望との間で揺れ動いているという状況にあるのが実際でありますよね。そういう点ではそういう状況も踏まえながら、ぜひとも先生方については、ある意味では、子供と接しますので、その方たちが感染力が強いオミクロン株にかかって教壇に立たれると一気にアウトになる可能性があるんですよ。そういう点では、相当配慮しながら、よろしくお願ひしたいと思えます。

今の関連しました再質問という形になりますけども、今課長からもありましたように、オミクロン株につきましては、感染力が高いというのは全体的な共通の認識になっておりますけども、重症化のリスクだとか、あるいはワクチンがどの程度効くかについては、まだこれをきちんと言い切れる、確認できるだけのデータ等は整ってないと伺っております。

そういう点では、改めての確認になりますけども、世界保健機関がオミクロン株と命名した日に同時に発表しているコメントがあります。これは我々が、町もそうですが、基本的な認識を改めて確認する内容でありますので、紹介しておきたいと思えますが、世界保健機関のWHOは11月24日、ワクチンは命を救うものだが、完全に感染を防ぐものではないとして、接種をすれば重症化や死亡のリスクはかなり低くなるが、自身が感染したり、他人に感染させたりす

るリスクはあると説明をされております。接種後もマスクをつけ、そして対人的な距離も保ちながら、人混みを避け、人と会うときは、屋外か通気のよい屋内にするなどの対策を怠らないようにということで、従来、町が町民に対して送っておりますレターの中で別の表現の仕方を出しており、過大な期待をしないでワクチン接種を受けましょうという呼びかけになっているんだろうと思っております。

関連しまして、質問の②でありますけども、この間、一度も接種を受けていない方がいらっしゃいます。これは御本人の意思でありますから、それはそれとしてどうこう言うつもりはないわけではありますが、全体の対象者の、この間の2回の接種が大体85%から86%、対象者に対してね。ですから、十四、五%の方はワクチンを受けてない、接種を受けていないということになるわけではありますが、今回の第3回目のブースター接種について、本人が希望する場合、それへの対応ができますか。そういう準備は用意できますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

新たに接種を希望する場合の対応につきましては、医療機関とも相談をすることになりますけれども、基本的には高齢者から一般へと続く、この3回目の集団接種の期間中に余裕がございますので、対応が可能だと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ワクチン接種につきましては、考え方はいろいろあります。ただ御本人がこの間の経過の中で希望されるという場合については、ぜひとも最大受入れをするということでの努力をお願いしたいと思います。

次に進みます。

質問事項の3番であります。

シカの被害とその対策についてであります。野生化しているシカにつきましては、さとうきびだとか牧草、かんきつ類、バナナ、最近では山芋の新芽も食べられてしまったという被害も出ているわけであります。そして、またシカの目撃情報や足跡も多数確認されております。

小野津におきましては、ここ一、二か月の中で6頭ほど既に捕獲したというお話も伺っていますし、シカが今ちょうど繁殖期を迎えている関係で、キビ畑の中に入ってきて暴れると、キビに自分の角を当てて磨いたりするという被害も出ているというお話も伺っております。

また、坂嶺については、百之台との間にウィーハルという、上原と書いてウィーハルという畑の地域があるんですが、そこで2頭ほど既に駆除をしているということで、目に見えないところでも相当被害は起きているんだろうと思われるわけであります。

町全体としての捕獲状況と今後の対策について伺いたいんですが、①のところでは、シカの駆除を始めました平成29年度から直近までの年度別の捕獲状況を伺います。

②のところでは、前回、生息数調査をやって、115頭が確認されているわけではありますが、本

年度は2回目の生息数調査を予定しております。どのような準備をされているか伺います。

以上2点、まとめて結構ですので、お願いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの良岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の年度別の平成29年度からの捕獲状況についてでございますが、平成29年度が20頭、平成30年度が39頭、令和元年度が42頭、令和2年度が67頭、今年度、令和3年度が11月末時点で46頭となっております。

もう1点の本年度実施予定の生息数調査の進捗状況についてでございますが、生息頭数調査につきましては、県の環境技術協会に依頼し、前回平成30年度に1回目の調査を実施しております。そして今回、2回目の調査としまして、先月11月から1月末にかけて実施する計画となっております。

内容につきましては、先月、11月4日から6日にかけて、センサーカメラを設置しております。これは、これまでの捕獲実績や目撃情報を基に、島内北部から山手を中心に、ほぼ島内全域を対象に20か所の設置を行っております。さらに、ふん粒調査、ふんの粒の数から生息密度を調査するという方法でございますが、これも前回実施した5か所に新たに今回3か所を追加しまして、合計8か所でこの調査を実施しまして、推定生息頭数を算出する計画となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

この間の取組の中で、猟友会と連携した人的な体制の問題とか、あるいはくくりわな猟に対するマナーを町のほうでもって猟友会に使ってもらっているだとかという点での全体としての取組は、できる限り今やられるんだろうと思うんです。問題は、現在のところでも、10月までの数値でも、200頭を超えるのが累計的には出ていると。今回の調査でどういう数が出てくるかということにかかりますけども、どうも減ってないような気もするんです。そうしますとやはり、従来やり方では、まだ足りないということになるかと思うんです。

それで、まず、基本的なこのシカの獣害に対する対策ですが、これは共存を考えますか。それとも、言葉はあれですけども、撲滅、外来種だから全部なくすと、基本的な考え方はどういう方向で進めますか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの、シカについて共存かということなんですが、もともとシカについては島内に生息したものではなくて、外から入ってきたものですので、町としましては、当初の目的としても根絶を目的としておりますので、あくまでも根絶を目標にして取り組んでいきたいと考え

ております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私も、今農家の皆さんの被害はまだ金額的には莫大な金額が被害を受けているという状況ではないと思うんですけども、今のうちに早めに被害が出ないような状態をつくり上げていく必要があるかと思しますので、よろしくをお願いします。

さて、私の質問の最後であります。

4番目の質問事項につきましては、前回の議会で質問を予定しておりましたが、ちょっと私の時間配分の関係がありまして、質問しそびれて、用意された課長の皆さんについては大変申し訳なかったんですが、今回改めて質問させていただきたいということでもあります。

質問事項の4番であります。津波対策。

本町のハザードマップによれば、将来、南海トラフ巨大地震を想定されているようですが、5メートルから10メートルの津波が来るだろうということで、津波を想定しているわけです。総務課で頑張ってくださいまして、本町の津波表示も、以前に比べますと正面の玄関の入り口のところに入っております。利用される町民は、この場所は23メートルだなというのがすぐ分かるような、非常にいい場所に移していただいたらと思うんですけども、全体の司令塔の役割を果たす町は、まずは安心の場所に今、立地していると。そして、自然休養村管理センターだとか、役場のコミュニティーセンター、そして、そういう大規模な避難所が基本的には10メートルの津波に対応し得るというロケーションに、今あるんだろうと思います。

それで、近々、民間病院、徳洲会の病院をこの周辺に移設ということも前町長の時代から話されて、具体化が進むんだろうと思っております。そして、残る大きな公共的な機能、機関という点では、消防分署が今、残っているだろうと思うわけであります。

①の質問です。消防分署の高台移転の検討は進んでいるかどうか、伺います。

消防分署は、数年前の議論の場でも、既に築年数が30年を超えているということで、このまま現在の場所で改めて改築、建て直すというふうなこともいかなるもんかということもありますので、全体として、急いで消防分署を高台に移転することを求めているんだろうと思います。現在の消防分署の海拔は7メートルぐらいだろうということでして、中里集落は1911年の喜界島地震のときに10メートルの津波が押し寄せているという記録も残っていると聞いております。そういう点では、急いで消防分署を高台へ移設・移転するということが必要だろうと思います。

現在、どういう状況になっておりますか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

消防分署の移転についての御質問ですけども、今、議員おっしゃったとおり平成元年に分署開設以来30数年が経過しておりまして、施設の老朽化もかなり進んでいる状況でございます。大島地区消防組合、管内消防分署でも、庁舎の計画を含め更新が終わっていないのは、本分署

を含めて3分署、3か所という状況でございますので、できるだけ早く実施ができるよう、財政のほうへの事業計画への反映、また、改築の際は通信設備などの関係もありますので、大島地区消防本部とも調整を図りながら進めてまいりたいと思います。

今、お話ありましたように、当然高台への移転が要件になってまいりますので、場所の確保、それから事業の選択も含めて検討することになろうかと思えます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

消防分署の高台移転につきましては、私ども議員だけでなく、実際の消防分署で働いている皆さんからも強く要望が出されている部分でありますので、早く移転できるように、よろしく願いいたします。

次に、②であります。

喜界町ではハザードマップをつくって全家庭に配っているわけですが、一方では、町営住宅の建て替えが、かなり海拔が低いところで行われているということに対する町民の疑問も、あるいはどうなんだという抗議の意見なんかもお聞きするわけがあります。

具体的には、湾の宮戸団地の問題であります。

たしか10棟50戸を計画をして、既に8棟40戸は終わり、そして今、9棟目は、工事を今年度されていると。そしてもう1棟、最後はまた近々にやることになるんだろうと思えますが、極めて低い場所にする町営住宅を今、どんどん進めているわけですが、津波対策との関係はどのように認識されてやられているか伺います。

○議長（榮 哲治君）

まちづくり課長、徳 勝志君。

○まちづくり課長（徳 勝志君）

お答えいたします。

本町のハザードマップで、湾宮戸住宅付近は津波浸水想定区域外となっております。

喜界町公営住宅等長寿命化計画は、これらの有事のことも考慮して策定されております。したがって、当然のごとく、公営住宅整備基準第5条を満たしていることから、本計画に基づいて湾宮戸に公営住宅の建て替え事業を進めているところです。

また、旧湾宮戸住宅は旧耐震基準により設計されておりまして、大規模な地震発生では平屋でも倒壊の危険性がありましたので、耐震性を重視して建て替えを計画したという経緯がございます。

津波自体は自然発生しません。地震が発生した後に起こり得る災害ですから、まずは大規模な地震が発生した場合でも、人命が失われる、倒壊をしないことを最優先しているわけです。

ただ、災害は我々の想定をはるかに超えて起こり、上限がないことは認識しております。倒壊は免れても、津波による被害は皆無ではありませんし、旧耐震基準により建設された他の公営住宅では、逆のケースも予想されます。以上のことから、湾宮戸住宅を含む公営住宅については、新耐震基準により建て替えを推進し、安全に避難できる環境を整備することに注力いた



します。

また、公営住宅を含む町全体の津波対策といたしましては、ハード、ソフトの様々な対策の組合せが必要であると考えております。海岸の堤防などの整備、安全で確実な避難の確保、情報伝達の多様化、正確性、適切な避難行動の周知徹底など、多重防御で災害時の被害を最小化する減災に努めてまいります。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今の課長の説明ですと、新湾宮戸団地については、津波は襲わないと、浸水区域外ということですが、海拔何メートルですか、今。

○議長（榮 哲治君）

まちづくり課長、徳 勝志君。

○まちづくり課長（徳 勝志君）

すみません。海拔については、ちょっと分かりませんが、想定区域外というのは鹿児島県知事によって設定されておりますので、我々はそれに基づいて、そこは絶対津波が来ないということではないんでしょうけども、我々は法律に基づいて設定されたものを信じて、そこに計画をしているということです。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

これだけハザードマップで、喜界町の海岸線を中心に赤で5メートルか10メートルぐらいということを表示し、町民の皆さんについては注意をなさいよと、そして避難場所はこうなっています、こういう案内をしているわけです。

それで、課長、浸水区域外ということ言うのであれば、海拔何メートルか教えてください。分かりませんじゃ困ります。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

宮戸付近の海拔の状況ですけど、3メートルから4メートルでございます。

今、議員がおっしゃっているハザードマップによる浸水想定区域ですけども、今、担当課長答弁したとおり、宮戸の住宅そのものは想定に入っておりません。津波が5メートル未満で、一応あの地区が2.4メートルの想定となっております。住宅に入る道路の付近まで津波が押し寄せると想定でハザードマップというのはできております。

よろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

結局、この住宅を建てるのについては、宮戸団地は2.4メートルの津波が来るという理解でよろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

はい、想定ではそういうふうになっております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私は、これはやっぱりおかしいと思うんですよ。先ほど消防分署のお話をしましたけども、消防分署は7メートルです。そこにも津波が押し寄せる可能性がある。そして、各方においては10メートルの津波が押し寄せるというエリアなわけです。ですから、みんなが共通して、とにかく高台へと、こういうことを今、これから動き出そうとしている状況かと思うんです。あんな海岸から近い第一ホテルから宮戸団地にかけて、そこに南海トラフの巨大地震のときに5メートルもの津波が襲わないと、こういうことは常識的にも非常に理解に苦しみますが、それは言い切ってよろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

これは担当課長が申し上げましたが、我々は県が想定をしているのを基に、そういう答弁をさせていただいております。

それから、先ほど、消防署の中里地区の1911年でしたか、津波のお話、10メートルということで議員おっしゃいましたが、我々が確認している情報では、赤連地区に10メートル近い津波があったということは聞いておりますが、中里地区で10メートルという情報は、我々では把握はしておりません。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

津波の過去の高さの問題についてですけども、私が、鹿児島大学の先生方が調査をし、今赤連地区とおっしゃいましたが、赤連地区の神社の鳥居の下、そこまでは津波が来たというのが記録として残っていて、そこは5メートルですよ、赤連は。

そして一方では、中里については、いわゆる古老の皆さんから聞いて鹿児島大学の先生方が行ったところ、10メートルと聞いております。これは事実関係の問題ですので、ああだこうだと今質問するつもりはありません。必要でしたら、また事実を調べて議論したいと思うんですが、問題はこの宮戸団地の問題ですが、これ、本当に大丈夫ですか。仮に県の基準に合っているからといって、どういうふうな議論、検討をされたか分かりませんが、我々が見たってあそこは2.4メートルぐらいの津波しか襲わない、そして町全体は海岸線が5メートルから10メートル襲う中で、誰もそういうふう実感としては持てないんじゃないですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの議論をお聞きしておりまして、議員は宮戸団地の建て替えのことについてのみ、津波地域で大丈夫かというようなお考えでおっしゃられておるかと思うんですが、本町喜界町で民家何メートルの地帯に集落があるのかということを考えてみればよく分かると思うんですが、じゃあ宮戸団地が3メートル、4メートルだからということで、公共施設ということで高台のほうに移転するのが妥当じゃないかというような言い方なんではしょうけども、それでは、周りの地域の方はどうなんでしょうか。

私は町全体のことを考えて、今現在ある中で、津波のときにはどうすればいいのか、家を高台に全部上げるのか、これは町のまちづくり全体に関わってくることで、ではなくて、現在ある範囲で、地震があったときは津波のことを考えて、昨日も質問があったんですが、避難体制をどうすればいいか。そういったことで考えて、災害を免れる、減災に向かっていく、そういう考えで、今私どもは進めているところでございます。

それで、住宅に関してもいろんな地域の方からの要望等がございます。ぜひまだここに住宅を残していただきたいというような要望、また、その要望に全部答えるわけにはいかないんですが、これはそのとき、そのときの人口の問題とかいろいろありまして、そういったことを踏まえながら、安全性とか、総体的に考えて、今建て替えを計画的に進めているところで。

ですから、先ほど議員が、じゃあ宮戸は本当に大丈夫かというような問いをされても、それは担当課長が答えることはできないと思います。これはあくまでも想定でしょうから、その辺を考えて、今、順次進めているところでございます。それが5メートル、6メートル、10メートル、本当に大丈夫と保証できるのかというような言い方をされても、答えることはできないと思います。

そこも踏まえて、ぜひ、もちろん高台に行くような、計画するときにはそこも考えてしますが、そうしたときには、また利便性とかも考えなきゃいけないです。その場所があるのか、そこに通じる道路もまた造らなきゃいけないんじゃないのか、これは本当にまちづくりに関わってきますので、その辺は、ただ簡単に、今言われたんで、そうですねというようなことは、お答えはできないと私は思っております。

その方向で進んでいきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私が伺っているのは、宮戸団地が今、9棟終わろうとしていますね。そして現実にできております。これを移す、移さないという問題を今話しているわけじゃありません。基本的な認識の問題として、あそこの海拔について、皆さんが議論されて計画がつけられたんでしょうけども、いわゆる南海トラフ巨大地震が来た場合に5メートルから10メートルという、町として最高の津波が来る、こういうふうなエリアに入っていないかということです。

そうしますとどういうことになるかという、今後の新築についてどうするかという問題、

あるいは実際に起きた場合に、どうやって町民の命と安全を保障するかというふうな、いわゆる避難に対する政策が必要になってくるわけですよ。

町長、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ですから、先ほどから申し上げておりますように、現在ある場所、これは宮戸住宅の住民だけではなくて、その周辺も併せて津波を想定したときには、どういうふうな体制を取って災害から免れるか。その方向も示しながら避難対策を今、いろいろ計画を練ったり、直したりということをやっているわけでございます。その場所、これはどうしようもないじゃないですか。今現在、町民もこういう場所にいるわけですから。それを完全に……、あと何十年後には必ず来るよというのであれば、それはもう全員高台のほうに移転という形で、また政策は変わってくるんでしょうけども、その辺の現実的な問題もぜひ併せてお考えいただければと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

自然の現象ですから、いつということを明確に言い切れないのは、現在の科学的な知見からすれば当然のことです。30年以内に巨大地震が来ると、こういうふうなのが80%の確率で語られているわけです。

ただ、これが来週来て、来月来るかもしれない。そういう場合に、今のようなまちづくりをした場合、宮戸団地の皆さんの避難計画、避難訓練はできていますか。そのエリアでもそうですが、町がつくるから安心だからということで町民が入っていたとすると、問題が出ませんか。であれば、私はそういう海拔下については、しっかりした情報も、それは皆さんハザードマップで出しています、あるいは先ほど総務課長からありましたが、あれを見ただけでは細かなところは率直に言って分かりませんので、この辺は10メートルが来るだろうという解釈しかできません。そういう点では、もしそういうふうな、宮戸団地が2.5メートルということであったとしても、避難は必要ですよ。町民に対してそういうふうな訓練をして情報を出しながら、警鐘を鳴らしながらやっていくと、こういうことが求められると思うんです。

だから、土地がないから駄目だとか、しょうがないだろうとか、こういう考え方は、私、いかがなものかと思えますよ。今の場所でやるのであれば、そういうしっかりした避難計画をきちんとつくり上げて、昨日も出ましたが、町民に対する訓練をすると、こういうことが求められてませんか。基本的な考え方をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

先ほど、申し上げました。そういったことを考慮して、避難計画をしっかりと、また実

施をいたしたいと。今現在コロナ禍でそういった実施ができないとか、足りないところは多々ございます。今、議員から御指摘いただきましたように、これはしっかりとした計画を立てて、そういった方面での減災、防災をしっかりとやっていきたいと、そのように申し上げております。よろしくをお願いします。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

自然災害はいつ来るか分かりません。そして、規模についても、一応の試算、シミュレーションをしながら事業計画をつくっていく部分だろうと思いますが、そういう点では、しっかりした今からの避難の訓練だとか、情報の伝達は町民との関係でしっかりやっていただけるようお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時から行います。

休憩 午前10時40分

---

再開 午前11時00分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

軽石問題についてほか1件、米田信也君の発言を許可します。

米田信也君。

[米田信也君登壇]

○2番（米田信也君）

マスクを外させてもらって質問したいと思います。

町民の皆様、職員の皆様、こんにちは。今回で4回目の質問になります、米田信也です。

今回は、軽石問題について、まずはお伺いしたいと思います。

昨日の土岐議員、本日の良岡議員に続きまして、軽石問題なんですけれども、奄美、沖縄に大きな被害をもたらしている軽石について、喜界島にも大量の軽石が漂着、浮揚しています。農業、観光業、養殖業にも被害が出ている状況です。

これからさらなる漂着が予想される中、私の質問はビーチ、磯、たまりに漂着した軽石の回収、除去の方法についてお伺いしたいと思います。

実際、今、ビーチ等においては土木の会社が回収を行うようなお話を聞いていますし、シルバー人材センターの方が磯などの回収を行っているという現状を踏まえて、さらにこれからの回収についてお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

米田議員の御質問にお答えします。

これまでの作業について、まず、御説明をしたいと思いますが、11月8日からシルバー人材センターに業務を委託いたしまして、これまでやっていた海岸漂着物、ペットボトルとかブイとか発泡スチロールを回収する事業があるんですが、これにつきまして、軽石についても補助金をつけますというようなことは環境省から連絡がございましたので、それに基づいて補助金と軽石の回収も行っているところでございます。

それから、11月16日は志戸桶天神、沖名泊のほうを榮建設さんが重機で回収しております。

それから、11月20日には島内の建設会社13社がボランティアで、小野津、それから志戸桶のほう、阿伝のほうの回収をしていただきました。

それから、11月27日には役場の職員が池治のほうをボランティアで回収しております。これは土嚢袋で1,600袋を用意したんですが、それでも回収しきれませんでした。

それから、12月1日からは、一旦ゴルフ場の下は回収を中止しまして、今は阿伝に入っております。

そのほかにもビーチクリーンとかの団体に入江のボランティアの作業などをしていただいているところですよ。

今後についても、まだ軽石の漂着は全島的に沿岸部に広がっておりますので、その場所場所の状況、風向きとか波とかによっても漁港内にたくさん漂着していたのが次の日にはなくなるというような状況もありますので、その状況、状況を見極めながらですね。シルバー人材センターに委託をしているわけですけども、人員も増やしております。当初6名でしたけども、今10名。それからペットボトル等の回収が終われば、その方々たちも軽石のほうに入ってくるというような状況でありますので、いろんなことを想定しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

軽石の回収については、ボランティアの方を中心に、建設業、そしてシルバー人材センターの方でされていると思いますが、何分この軽石の量が半端ないぐらい大量に漂着しているという現状があります。ボランティアの方、シルバー人材センターの方だけではマンパワーが多分不足していると感じられます。

そこで、昨日、土岐議員がおっしゃいました障がいを持たれている方の仕事づくりという意味でも、ぜひ、島の障がいを持たれている方、施設におられる方のマンパワー等活用できないか考えているのでありますが、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

昨日の一般質問でもございましたが、その件について町民税務課のほうでも、はまゆり学園、あるいはほっと館に一応確認をしてみました。

なかなか障がいの度合いによっても違うんだと思いますけども、できないことはないんですけども、短時間にならざるを得ないということと、危険でない場所ということで場所が限られてくるということで、時間的にも1時間か2時間程度ではないかと言われております。ですので、そういった場所をお互い協議しながら、できる限り、向こうのほうもやりますよという話ですので、そういったところは協議を進めながら協力して、また、こちらからも依頼して、少しでもやりがいのあることを感じていただければと思っておりますので、前向きに検討していきたいと思えます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

私も半日、軽石の回収ボランティアをしたんですけども、結構な体力を使います。軽石といっても、土嚢袋に入ればやっぱり七キロ、八キロになって一つの土嚢袋もかなり重たいものを運ばなければならないと思いますので、今言ったように福祉の、障がいを持ってある方の作業として1時間、2時間でもされることがあれば、多分生きがいになるんじゃないかと思えます。ありがとうございます。

二つ目なんですけれども、ビーチ内、湾内に浮遊しているブイの上に漂っている軽石の回収について、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

砂浜とか、あるいはリーフに打ち上がっている軽石については何とかなるんですけども、湾内に浮遊しているものとか、いろいろ我々も回収方法を検討いたしました。バキュームカー等のようなもので一気に回収できないかということで御相談をしたんですけども、そこは難しいという回答でした。

それから、リーフまでベルトコンベアをつなげてというような形でやろうかなとか、それもかなり金額的にも高いということで、浮遊している分については、今、一番検討しているのが、油の回収機があるんですけども、それを軽石に改良した機械があるというところで、これを無料で貸し出してもいいですよと今御返事をいただいておりますので、これが再来週あたり、こちらに一応、操作員等が来てやる予定です。ただ、それについても、漁港とか、そういったところであれば非常に使い勝手がいいんですけども、ホースの長さもありますので、どこまで使えるか、そこ付近は実際に試してみないと分からないところですけども、そういったことも検討しているところであります。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

坂嶺の港に浮遊している軽石は結構、外に出たり入ったりあんまりしないので、ああいうふうなところから開始されたらいいと思うんですけども、ぜひ、浮遊している軽石も将来的にはビーチに上がると思うんですけども、今できるのであれば先に回収したほうがいいかなと思われまますので、よろしくお願ひします。

軽石については、最後になりますか、回収した軽石の再利用方法などの見解をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの米田議員の軽石の再利用、活用方法についてでございますが、一部報道等でもありますとおり、農業用資材として、排水性などの側面から土壌改良材としての活用も取り沙汰されておりますが、現在、関係機関にて成分分析を行っている状況であります。

また、そういった中で高い塩類濃度も懸念されておひまして、現段階では作物への影響も確立されていない状況でございます。今後、これら調査・分析を踏まえ、農業用資材として利用できるかどうかを含めて、有効活用を関係機関と含めて検討をしていければと思ひております。以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。かなりの量の軽石が回収されると思ひますので、ぜひ何か再利用できる方法を考へていただければと思ひます。また、私たちも考へて提案したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

では、二つ目の質問になります。最後の質問になりますか、スズメバチの追跡調査について、お伺ひします。

9月の定例会でも質問させていただいたんですけども、スズメバチの巣が花良治集落の水源地で発見され、その一つはもう駆除されましたが、さらに今現在聞いているところでは、3個の巣が発見されたと、白水、それと浦原に二つ発見されたということで、この三つはもう駆除されていると思ひますが、まだまだ個体の目撃情報等はたくさんお聞きします。

今後、さらなる全島調査を行う必要があると思われるんですけども、見解をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

米田議員のスズメバチ調査についての御質問にお答へいたします。

まず、島内において現在確認されておりますスズメバチの巣でございます。こちらのほうは私ども企画観光課で把握しておりますのは、五つです。そのうち四つについては、既に駆除が



行われております。

また、今後につきましては、今米田議員がおっしゃったとおり、9月議会で答弁申し上げましたとおり、トラップ等による追跡調査を実施し、状況に応じまして関係各課及び専門家を交え、駆除方法等について協議しながら進めていく予定となっております。

なお、本議会に上程しております補正予算におきまして、関連経費を上げておりますので、御承知おきください。

以上でございます。

**○議長（榮 哲治君）**

米田信也君。

**○2番（米田信也君）**

ありがとうございます。喜界島にはいなかったはずのスズメバチなんですけれども、発見されて急激に四つ、五つと巣が発見されるという、ある意味非常事態ではあるかなと思います。人的被害はまだ1件、刺されたという方がおられますけれども、それ以外は聞いていないんですが、子供たち、あとは農作業されている方等への被害が出ないうちに、できるだけ生活区域の中でスズメバチの巣等が見つからないことを祈りますが、その辺で早めの調査、駆除ができるようになればいいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

**○議長（榮 哲治君）**

これで米田信也君の一般質問を終わります。

続いて、ICT活用に向けた取組について、野間弘也君の発言を許可します。

野間弘也君。

[野間弘也君登壇]

**○7番（野間弘也君）**

12月議会最後の一般質問であります。よろしくお願いいたします。

今回、ICT、情報通信技術の件について質問させていただきますが、私自身も正直得意なところではありませんが、いろいろ調べさせてもらおうと、現時点でも大分身近にあるものであり、これを活用することで、これから私たちの人としての生き方が大きく変わっていく、そういう分野ではないかなと感じました。

それで、まず初めにですが、ICT、情報通信技術について簡単に説明させていただきます。

インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略だそうです。身近な例では、SNS上でのやり取りやメールでのコミュニケーション、ネット通販やチャット等、人間同士のコミュニケーションを手助けすることもICTの活用となるそうです。

ITはハード、ソフト、アプリケーション、OA機器等の全体を意味するもので、ICTはそのITを、技術を使ってどのように人々の暮らしを豊かにしていくかという活用方法のことだと出ておりました。

なので、今回の質問は、ICTを活用したと表現していますが、正式にはITの中のOA機器のタブレットを活用したICTの取組との表現が成果に近いと思いますが、すいません、通告書どおりにICTを活用したと表現させていただきます。御了承ください。

政府は、2021年にデジタル庁を設置しました。デジタル化構想では、行政機関のデジタル化を加速させることはもちろん、官民のインフラ、それから連携も一気に行うとしております。行政サービスでは、証明書等の発行が簡素化できること、また、個人や法人を特定識別し、その真正性、完全性等を保証する認証機能を整備することで、官民の連携が図られる、民間サービスでの本人確認等にも利用できるとしております。

このような時代が刻々と整備されてきており、現に教育の中ではパソコンやタブレットを活用したプログラミング教育も2020年度から小学校で必修授業となっております。

デジタル社会のメリット、デメリットがあると思いますが、ICTを活用したペーパーレス化、今回質問させていただきますが、ペーパーレス化は、もちろんいろいろな面でデメリットも出てくるとは思います、メリットのほうが多くあると考えております。

そこで、データ共有のスピードや簡素化、訂正や差し替えの効率化、何より大きいのが膨大な書類の整理、管理の効率化は、皆様見解は同じではないでしょうか。

また、世界中で取り組まれていますSDGsの取組にもつながってくることもあると考えております。

そのことから質問いたします。

質問1ですが、タブレット端末を活用したペーパーレス化の取組が全国的に広がっております。本町においても、取組の検討ができないか見解をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま、野間議員のICT活用に向けた取組についてお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように、ペーパーレス化はぜひ進めなければならないと私も認識をしているところでございます。まずは環境面や費用の面から、できるだけ、やり方と申しますか、方法としては、ノート型パソコンを活用したペーパーレス化を図っていく計画を進めているところでございます。今、議員おっしゃったように、タブレットの活用については、次の段階として、また、Wi-Fi環境の整備と併せまして、タブレット端末の予算的な確保ができた段階で可能になるかと思っているところでございます。

また、自治体では議会と連携して、議会のほうからペーパーレス化を進めているところもあるようでございますので、ぜひ、事務効率を図るためにも、お互い連携をしながら進めていけたらいいのではないかと思っているところであります。

喜界町の役場の電算化に関しましては、昭和61年頃から電算を進めてきまして、そのときのコンピューターと申しますのは、計算能力、事務の簡素化を図るための導入だったんですが、そのときに最初、今言われましたペーパーレス化になるよう、つながるようになっていたんですが、逆にペーパーが増えたような気がいたします。というのは、今まで手作業で書いていた、カーボン式でやっていたものが、電算化をすることによって、今度はプリンターに出てくると。そのときに、別にコンピューターに合った帳票を印刷物としてやる。要するにペーパーレスはあまり図れなかったかなと思っております。

ただ、現在は平成7年頃からインターネットが、OSのWindowsが入ってきまして、それからインターネットを活用した、今言うICTがどんどんどんどん進歩してきまして、いろんな、Wi-Fiも入ってきまして、そういった形で利用の仕方も違ってきたような気がいたします。データに関しましても、個人個人のパソコンで入れているのをほかのところにデータを置いて、というような形になってきています。ですから、要は先ほど議会と言いましたのは、今現在やっているこのような予算書なり、こういったものをタブレットを通じてPDFで、こうして皆さんと一緒にこれを介しながら議論をしていく、そういった形にだんだん変わってくるんじゃないかと思っておりますので、これは議会の皆さんと一緒に、町の職員もそういった形で取り込んでいきたいと思っております。

今、GIGAスクール、学校の教育関係でもそういうふうになってきておりますので、これも町を挙げてぜひ進めていきたいと思っております。

#### ○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

#### ○7番（野間弘也君）

町長のほうも深く考えておられるようで、前に進めていきたいというお話がありました。その中で議会との連携ということで、私たち議会も現体制ではなくて前体制で、2年前、東京のほうで研修会に参加させてもらいまして、実際に使用しているタブレットを使って、また、そのペンを使って、実際に検証を行いました。

最初に思ったのは、今の携帯が普及した状態で、そういうタブレット機能を使うのかなと思って、少しやりにくさがあるのかなと思ったら、今の技術はすごくて、本当に自分たちの予算書をめくっているような形で使えます。すごく使い勝手がいいです。アップルペンというのがありまして、アップルペンで字を書くと、本当にペンで事を書いているような状態でありました。これはすぐ実用化できるなど、使い慣れるなどというふうに思いました。

なので、それから2年がたっていますが、これから検討しながら、その中でも詰めていかなければいけないところは多くあると思っておりますので、検討しながら前に進めていけたらと思います。

そして、町長からありました、通信です。喜界町の庁舎内はWi-Fiが使えるエリアが限られていますけれども、もうこの時代になってきました。通信というのは非常に大事になってきますので、ぜひこのペーパーレス化の中での取組の中で、通信、Wi-Fiの整備をぜひしていただきたいなど、重ねてやっていただければと思います。

参考なんですけど、ある自治体の状況があるんですが、人口が3万9,000人ほどの自治体で、世帯数が1万8,000世帯という規模の中です。ペーパーレス化をしたことで、年間1,600万円の削減につながったと。一番目についたのが、職員の1人当たりの労働時間というか、作業時間帯が月に3.2時間軽減したと。書類整理をしないことによってですね。というのは、大きいんじゃないかなと思います。

ペーパーレス化の中で保管庫を持たなくなったことで、そこでの共有スペースを庁舎内で行うことができたことによって、職員の会話が全体フロアで2.2倍増えたという調査も出たようです。それも面白いなと思いました。

そういったまた新しい技術を取り入れることで、どちらかといえば若手がそういうのを使うのは強みでありますので、そういうことで働き方が少し変わりつつ、出てきて、昔はトップダウンという時代から、少しボトムアップという形が見えてきたと、転換しているところがあるというところで、取り組んだ結果として載せられておりました。すごく面白いなと思いました。

それで、今後、喜界町で入れるとしたときに、一番は予算の問題だと思います。最初は、費用がタブレット購入とかいろいろな面でかかってくると思いますが、長い目で見ると、ペーパーの焼却費用、そういうところも含めていくとプラスになっていくというのが多くの自治体で見られております。

ただ、その中で一番問題なのが、整備をするに当たって、町民への説明をちゃんとしないと、特に今のようなコロナ禍の時代で、何でそんな予算があるんだと突っ込まれる場合もあるそうです。なので、そこは私たち議会も含めて、取り組む際には、予算削減につながりますよというしっかりとした説明はしていけないといけないんじゃないかと思っております。そういう方向で、前に進めていけたらと思っております。

そこで、次の質問なんですが、調べてみますと、ICTを利用する、そしてこの幅をどんどん広げるためには、マイナンバーカードの普及がすごく大きな鍵を握ってくるということで、現在の本町でのマイナンバーカードの普及の取組について見解をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

お答えいたします。マイナンバーカードの普及の取組につきましては、まずは、国や県の方針に基づきまして、取得や、それから利用促進に向けたマイナポイント事業があるということで、この推進に伴う申請の窓口支援等を行ってきたところでございます。窓口支援につきましては、国の指針、マイナポイント事業の実施に伴いまして、引き続き、さらに行ってまいりたいと思っております。

また、現在、マイナンバーカードに健康保険証の登録ができるようになっておりますが、いざ登録はしましても、実際に病院で使えるかといった問題もあるようでございまして、そういった中で、本町の診療所ではいち早くシステムを導入しまして、対応できるようになっているという報告を受けております。引き続き、普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

診療所でいち早く機器を取り入れているということでお話を伺いました。少し調べますと、全国ではまだ5%の普及ということで、これから普及されるんだろうというところで、先に進んでいるなどと思ひまして、すごく素晴らしいことだなどと思っております。

マイナンバーカードをここで聞いたのは、大分国の方針も変わってきてまして、普及しやすいとか利用価値があるという認識に変わってきてはいるんですが、ちょっと裏を返すと、個人情報管理されるということで懸念される方々もいます。普及がどこまで進むのかは非常に難し

いところなんです、町の方針としまして、その選択性はしっかり持っていていただきたいなど。無理にマイナンバーカードじゃないと駄目だという方向で進めるのはちょっとどうかかと、なので、メリット、デメリットをしっかりと打ち出して、利用される方は利用してくださいと、無理に、そうじゃない方はそれでいいですよという形はとっていただきたいと思います。そこはよろしく願いいたします。

マイナンバーカードは、国のほうでも最大、新規登録で5,000円相当のポイント、健康保険証として利用登録を行った場合、7,500円相当のポイント、公共料金の受取口座の登録を行うと7,500円相当のポイントが還元されるという方向で、国も打ち出しているようです。徐々に普及はされると思います。私自身もまだカードを作っていないんですが、カードを実際作ってみて、どのようなメリットがあるのか、今後、自分の中でも調査していきたいなと思っております。

これで質問は終わりなんです、ITを活用したICTの取組、デジタル社会の整備、簡素化や、スピーディーに物事を進められる効率化は間違いなく図れると思います。そのメリットは物すごく大きいと思います。様々な情報が管理しやすくなる、便利になるということで、すばらしいんですが、利用をすることで人が人らしく生きる、そういうICT、ITの活用だけでは解決できない面が人々の生き方にはあると思いますので、そこで、役場内で活用したときに、作業効率を把握していただいて、それがどういった働き方改革につながったか、職員にどのようなメリットがあったかというのは、ぜひ調査していただきたいと思います。そこでできた時間を家族や友人と、そして、趣味や楽しむ時間に、ときにはやっぱり休憩、休むという時間に使ってもらって、人々の生活が豊かになるように、幸福度を得られるようなまちづくりのためにICTの取組につながっていければと思っておりますので、どうぞまた、これからいろいろと検討しながら詰めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで野間弘也君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は12月10日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午前11時27分

# 令和 3 年第 4 回喜界町議会定例会

令和 3 年 12 月 10 日

(第 3 日)

令和3年第4回喜界町議会定例会

令和3年12月10日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第3号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第45号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第2 議案第46号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第47号 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第48号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第49号 令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第6 議案第50号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第7 議案第51号 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第52号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第9 議員派遣の件について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

---

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

---

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
あゆみ幼稚園長	乾みち子君		



△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第45号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第1、議案第45号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

各委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

おはようございます。

去る12月2日、本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案第45号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の審査が終了しましたので報告いたします。

当委員会は、12月6日、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第45号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に1億2,149万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,061万1,000円とするものです。

消防分署所管分、歳出は16ページから17ページ、款の8消防費、目の2非常備消防費151万7,000円の減額は、消防団のポンプ操法大会を知名町で行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症により中止になったため、旅費1,350万円、役務費10万円、使用料及び賃借料を6万7,000円減額するものです。

総務課所管分について、歳入は8ページ、款の9国有提供施設等所在市町村助成交付金152万7,000円の増額。

款の10地方特例交付金28万9,000円の増額は、個人住民税減収補填特例交付金21万7,000円、軽自動車税減収補填特例交付金7万2,000円です。

款の11地方交付税、目の1地方交付税は、普通交付税8,139万9,000円の増額です。

歳出について。11ページ、款の2総務費、項の1総務管理費、目の11電算管理費101万4,000円の増額は、電算の基幹サーバーのバッテリー交換76万1,000円、ホームページ保守料25万3,000円です。

目の12情報無線施設管理費、節10需用費256万8,000円の増額は、戸別受信機の屋外アンテナ96万円、戸別受信機の修繕21万円、百之台中継局のバッテリー、屋外のスピーカー3か所等の修繕料139万8,000円です。

19ページ、款の10災害復旧費、目の1その他公共施設・公用施設災害復旧費200万円は、重機借り上げ料で、軽石関係の経費です。

企画観光課所管分について、歳入は9ページ、款の16県支出金、項の3県委託金、目の1総務費委託金9万円の減額は、来年度実施される経済構造実態調査と一体的に実施するため減額するものです。

歳出について。11ページ、款の2総務費、項の1総務管理費、目の7企画費80万7,000円の増額は、スズメバチ駆除に係る経費で、旅費30万7,000円、役務費50万円です。

目の23企業誘致関連事業費95万円の増額は、旧荒木小学校トイレ取替えパーティション設置代で、ヴァイタライズの移転に伴う修繕料です。

目の30移住促進事業費198万9,000円の増額は、地籍調査に伴い、当初の面積462.8平米が、調査後795.57平米になったため、土地購入費を116万5,000円増額。空き家改修補助金82万4,000円増額は、中間集落1件、花良治集落1件です。

12ページ、款の2総務費、項の5統計調査費、目の5工業統計調査費の減額は、歳入で説明したとおりです。

15ページ、款の6商工費、目の2観光費30万5,000円の増額は、阿伝トイレの修繕料16万円、シマあるきガイドへの補助金として14万5,000円です。

目の7新型コロナウイルス感染症対応事業者支援交付金事業費513万5,000円の増額は、個別相談会を実施した結果、町のほうで支援すべき事業者について支援するものです。

移住促進事業費の土地購入場所はとの質疑に、島中教員住宅です。

新型コロナ事業者相談の件数はとの質疑に、14件で10件分の支援です。

町民税務課所管分について、歳入は9ページ、款の16県支出金、項の2県補助金、目の4衛生費県補助金583万2,000円の増額は、海岸漂着物地域対策推進事業補助金で、軽石関係のもので、補助率は90%です。

歳出について。14ページ、款の4衛生費、項の2清掃費、目の1じんかい処理費145万円の増額は、燃料費110万円、光熱費35万円です。

目の2海岸漂着物地域対策推進費648万円の増額は、報償費211万6,000円を減額して委託料へ組替えし、委託料を859万6,000円増額するものです。

目の3廃棄物処理施設整備費1,410万円の増額は、実施設計委託料で、実質調査510万円、測量調査400万円、開発行為許可申請500万円です。

海岸漂着物処理委託の委託事業者と回収作業の方法は決まっているかとの質疑に、海岸線はシルバー人材センター、志戸桶は地元建設会社、スギラビーチは指定管理者の峰山建設です。トン袋回収が比嘉建設との答弁でした。

教育委員会事務局所管分について、歳入は8ページ、款の14使用料及び手数料、項の1使用料、目の3農林水産業使用料30万円の増額は、自然休養村管理センター使用料です。

9ページ、款の16県支出金、項の3県委託金、目の4教育費委託金4,500万円の増額は、埋蔵文化財発掘調査委託金です。

歳出について。14ページ、款の5農林水産業費、項の1農業費、目の12自然休養村管理センター運営費30万円の増額は、今年度、コロナワクチン接種会場として使用したため、光熱費が不足したためです。

17ページ、款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費59万2,000円の増額は、保守

委託料で、教員用校務支援システムのネットワーク保守委託料3校分です。

項の2小学校費、目の1小学校費463万8,000円の増額、光熱水費、電気料270万円増額は、今年度よりクーラーを使用したため、修繕料180万円の増額は、喜界小学校変圧器取替え93万円、早町小学校プール排水修繕87万円です。リース料13万8,000円は、モバイルWi-Fiルーター12台分です。

目の1中学校費95万4,000円の減額、光熱費150万円増額は、小学校費同様クーラー使用によるものです。負担金補助金245万4,000円の減額は、事業の完了に伴うものです。

18ページ、款の9教育費、目の1社会教育総務費、節11役務費手数料135万円の増額は、令和4年成人式の参加者のPCR検査を全額補助するためのものです。2万7,000円掛ける50名分です。

目の2公民館費32万円の増額は、乗用草刈り機の修繕等です。

目の7埋蔵文化財発掘調査費5,000万4,000円の増額は、発掘作業を行った手久津久地区の整理作業一式です。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第45号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（榮 哲治君）

続いて、産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

#### ○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

去る12月2日、本会議において当委員会に付託されました議案第45号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の当委員会所管分の審査概要について主なものを報告申し上げます。

当委員会は、委員全員出席の下、審査期間を12月6日の1日間と定め、審査では担当課長の出席を求め、審査を行いました。

令和3年度喜界町一般会計補正予算は、予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,149万8,000円を追加するものです。

農業課振興課分について。

ページは10ページ、歳入、款2町債、項1町債、目2辺地対策事業債、節9農業施設整備事業債2,500万円の減額は、堆肥センター建設に伴う実験施設を当初予定していましたが、建設予定地の敷地面積を拡大する必要があるため、先に造成工事を検討しなければならず、実験施設整備費を減額するとの説明がありました。

歳出は15ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目17農地費県営畑地帯総合整備事業負担金810万円の増額は、埋蔵文化発掘調査の結果を国へ報告するための報告書作成に関わる町の負担分との説明がありました。

項2林業費、目2鳥獣防止対策事業費、カラス施設管理委託料27万円の増額は、捕獲量の増によるものとの説明がありました。

委員から、カラス施設管理委託料の詳細についての質疑に、現在は1羽1,500円の委託料で、捕獲施設は5か所との答弁でした。

次に、まちづくり課分について。

ページは12ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 地方改善施設整備事業、節14 工事請負費1,431万8,000円の減額は、吉川おみやげセンター横の町道を整備する予定でしたが、設計に疑義があることから、見直しを行い、来年度整備を行う予定との説明がありました。

そのため、8ページ、歳入の款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 民生費国庫補助金の地方改善施設整備事業費補助金812万9,000円と、10ページ、款22 町債、項1 町債、目2 辺地対策事業債の地方改善施設整備事業債620万円が減額となっております。

16ページ、款7 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、節10 需用費の修繕料300万円の増額は、主要道のガードポール設置。

目2 道路施設改良費、節12 委託料100万円の増額は、地方改善施設整備事業の設計委託料。

節14 工事請負費の道路改良工事1,150万円の増額は、通学路にスクールゾーン、現在県道に引かれている緑のラインを設置のためとの説明がありました。

委員から、町民へスクールゾーンの周知を行う必要があるのではないかの質疑に、県とも協議をし、広報活動に取り組み、周知を図るとの答弁でした。

款7 土木費、項3 港湾費、目3 港湾整備費、節10 需用費の修繕料65万1,000円の増額は、上嘉鉄港の標識等の修繕との説明がありました。

款7 土木費、項4 住宅費、目1 住宅管理費、節21 補償、補填及び賠償金の住宅移転費用費56万円の増額は、水洗住宅から宮戸住宅へ移転した4世帯分との説明がありました。

次に、保健福祉課分について。

ページは13ページ、款3 民生費、項2 保健福祉費、目6 母子保健事業費、節12 委託料、諸健診業務委託料16万5,000円の増額と、節19 扶助費インフルエンザ予防接種助成金49万5,000円の増額は、3歳から6歳までのインフルエンザワクチン接種の助成を行うため、3歳未満の接種費用は2,100円、3歳から6歳の接種費用は3,750円となっているため、3歳から6歳の接種費用を1人当たり1,650円の2回分まで助成を行うとの説明がありました。

委員から、子育て支援の観点からも、助成額、対象年齢を拡大できないかの質疑に、来年度は要望に応えられるよう検討していきたいとの答弁でした。

目8 健康増進事業費、節19 扶助費、帰島に要する旅費助成金35万円の増額は、新型コロナウイルスに感染した方で、島外で治療を行った方への帰島費用を1人当たり上限3万5,000円助成するためとの説明がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、当委員会に付託されました議案第45号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の当委員会所管分については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第45号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）については委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第46号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第3 議案第47号 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第4 議案第48号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第5 議案第49号 令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第2、議案第46号、令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから日程第5、議案第49号、令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上4件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

議案第46号から議案第49号までの令和3年度各特別会計補正予算の審査概要の主なものについて、一括して報告申し上げます。

議案第46号、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これは歳入歳出予算の総額に203万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,966万2,000円とするものです。

ページは7ページから8ページ、歳出の款3国民健康保険事業納付金については、それぞれ額の確定による金額の変更との説明がありました。

引き続き、直営診療施設勘定について、ページは18ページ、歳出の款1総務費、項1施設費、目1一般管理費110万円の増額は、新型コロナウイルスのワクチン接種に伴う出勤日数、施設使用の増加によるものとの説明がありました。

委員から、ワクチン接種者数についての質疑に、診療所の患者で接種を希望する方のみとの答弁があり、接種者数については、1回目170名、2回目167名との回答書で報告がありました。

次に、議案第47号、介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これは歳入歳出予算の総額に221万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,354万1,000円とするものです。

ページは8ページ、歳出、款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定審査事務負担金、奄美大島地区介護保険一部事務組合負担金、26万円の減額は額確定によるものとの説明がありました。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費210万円の増額は、軽度の介護者が増えたことによる増額との説明がありました。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業費・任意事業費、目3任意事業費、成年後見制度利用支援扶助28万5,000円の増額は、成年後見制度を経済的に利用できない方へ町が上限を設けて扶助する制度ですが、1名分遡って支給が必要となったためとの説明がありました。

委員から、成年後見制度の利用者数についての質疑に、18名と回答書で報告がありました。

次に、議案第48号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これは歳入歳出予算の総額に1,088万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,665万円とするものです。内容につきましては、実績に伴う予算額の変更との説明がありました。

次に、議案第49号、水道事業会計補正予算（第2号）について、ページは6ページ、款1水道事業費用、項2営業外費用、目2消費税及び地方消費税960万円の減額は、公営企業に変わったことにより現金主義から発生主義になったことで、繰入金等を減価償却費に充当することで節税になったことによるもので、その分の予算を項1営業費用、目1原水及び浄水費、修繕費と材料費に充当するためとの説明がありました。修繕費は、川嶺の浄水場の更新及び修繕で、材料費は西部浄水場の電気透析装置の交換膜追加分との説明がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第46号から49号までの各特別会計補正予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号から議案第49号までの4件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第46号から議案第49号までの4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号、令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから議案第49号、令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上4件は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第50号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第6、議案第50号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

報告いたします。

去る12月2日、本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案第50号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査が終了しましたので報告いたします。

国民健康保険税改正の目的は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、国保制度において子供の保険税均等割額を軽減するものです。対象者は全世帯の未就学児です。国、地方の負担割合は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となります。附則、この条例は公布の日から施行する。この条例による改正後の喜界町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第50号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例については、原案のとおり可決されました。

---

△ 日程第7 議案第51号 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第7、議案第51号、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

議案第51号、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、報告申し上げます。

この条例は、国の算定基準変更に伴い、出産育児一時金を現行の40万4,000円から40万8,000円と改正するものです。附則、この条例は令和4年1月1日から施行する。経過措置として、この条例の施行の前日の出産に係る喜界町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、議案第51号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第51号、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

△ 日程第8 議案第52号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第8、議案第52号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。



提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、ただいま追加上程されました議案第52号の御説明を申し上げます。

議案第52号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出それぞれ6,116万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億3,177万8,000円とするものがございます。

増額の理由は、子育て世帯等臨時特別支援給付金の増によるものがございます。

国の動向を確認いたしまして、子育て世帯等臨時特別支援給付金の先行支給分を年内に支給するため、追加上程いたしました。

給付金の対象者につきましては、ゼロ歳から高校3年生までの子供が対象で、1人当たり5万円の現金支給分でございます。ただし、児童を養育している方の年収が960万円以上の世帯を除きます。

支給につきましては、今月の令和3年12月23日を予定しております。

ただし、高校生につきましては、口座情報、それから所得等の確認が必要になるため、年明けの令和4年1月になる見込みでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第6

号)については、原案のとおり可決されました。

---

△ 日程第9 議員派遣の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにした  
と思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決  
定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いた  
いと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

---

△ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会  
期日程と議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること  
に決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第4回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 \_\_\_\_\_

喜界町議会議員 \_\_\_\_\_

喜界町議会議員 \_\_\_\_\_

## 各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第45号 議案第50号	令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）について 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
産業福祉 常任委員会	議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第51号	令和3年度喜界町一般会計補正予算（第5号）について 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） について 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ いて 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）について 令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第2号）について 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

# 令和 3 年第 3 回喜界町議会臨時会

令和 3 年 12 月臨時議会

令和3年第3回喜界町議会臨時会会期日程

12月24日開会～12月24日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
12	24	金	本会議（開 会）	議案上程、説明、質疑、採決	

# 令和 3 年第 3 回喜界町議会臨時会

令和 3 年 12 月 24 日

(第 1 日)

令和3年第3回喜界町議会臨時会

令和3年12月24日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第53号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第7号）について



1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
11番	生駒弘君	12番	安田英次郎君
13番	榮哲治君		

---

1. 欠席議員（1名）

10番 幸一美君

---

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

---

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	保健福祉課長	吉行進君
税対策監	岩松利和君	農業振興課長	武藤裕和君
教委事務局 局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署 長	徹島一秀君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

ただいまから、令和3年第3回喜界町議会臨時会を開会します。

---

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、河上弘仁君及び生駒 弘君を指名します。

---

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

---

△ 日程第3 議案第53号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第3、議案第53号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第53号の御説明を申し上げます。

議案第53号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第7号）でございますが、歳入歳出それぞれ6,116万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億9,294万5,000円とするものでございます。

増額の理由は、子育て世帯等臨時特別支給給付金の増によるものでございます。

国の補正予算に伴い、18歳以下への10万円相当の給付分のうち、年末までに先行して給付される5万円を除いた残りの5万円分の補正予算の上程でございます。

給付金の対象者につきましては、18歳以下約1,220名で、支給方法は、1人当たり5万円の現金支給でございます。ただし、児童を扶養している方の年収が960万円以上の世帯を除きます。

既に12月23日に1回目の先行給付を行っております。今回の補正増額分給付につきましては、追加給付として令和4年1月末までに支給する予定でございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回喜界町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 \_\_\_\_\_

喜界町議会議員 \_\_\_\_\_

喜界町議会議員 \_\_\_\_\_